

環境省 行政事業レビュー
(公開プロセス)

平成30年6月28日(木)

環境省大臣官房

環境省 行政事業レビュー（公開プロセス）

1. 開催日時 平成30年6月28日（木）15：00～18：08

2. 開催場所 環境省第2・第3会議室

3. 出席委員 8委員

稲垣隆司委員

奥真美委員

小林辰男委員

関正雄委員

新美育文委員

上村敏之委員

太田康広委員

野口晴子委員

4. 議事

事業番号1：国際的水環境改善活動推進等経費

事業番号2：地球規模生物多様性モニタリング推進事業

事業番号3：環境金融の拡大に向けた利子補給事業

午後3時00分 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから平成30年度環境省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

公開プロセスは、環境省選定の外部有識者3名と内閣官房行政改革推進本部事務局選定の外部有識者3名の計6名で質疑、点検、評価を行っていただきます。評価結果の取りまとめ、調整、講評を行う取りまとめ役は、稲垣委員にお願いいたします。進行役は、環境省の行政事業レビュー推進チームの統括責任者である鎌形官房長が行います。

以後の進行は官房長にお願いいたします。

○鎌形官房長 環境省の官房長の鎌形でございます。本日、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日、三つの事業について議論してまいります。限られた時間でございますけれども、円滑な議事運営に努めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速、まず初めに事業番号1、国際的水環境改善活動推進等経費についてでございます。担当部局から5分程度で説明をお願いします。

○説明者 それでは、お手元の資料3-1をおめくりいただきまして、平成30年度行政事業レビューシート、事業番号0135番のレビューシートを御覧ください。それから、その下にパワーポイントで説明資料の補足資料も御準備しておりますので、あわせて御覧ください。

まず、この事業ですけれども、国際的水環境改善活動等推進経費でございます。

事業の目的でございますけれども、我が国がかつて深刻な水質汚濁を克服した経験ですとか技術、制度、そういったものを深刻な水環境の悪化に直面しているアジア諸国と共有して、アジアの行政官の能力向上や水環境のガバナンスの仕組みの定着、そういったものを図るとともに、我が国の水処理技術の海外展開の基盤を形成すること、そういったものを支援するということを目的としてございます。

事業の概要でございます。パワーポイントの資料をおめくりいただきまして1ページがありますけれども、こちらでも御覧いただけますが、この事業の内容は二つございます。アジア水環境パートナーシップ事業といたしまして、水環境の悪化が顕著なアジア13カ国の関係行政機関の間の協力体制の構築、各国の状況を把握、政策課題分析や担当者の能力向上、そういった支援を行っております。平成30年度、8,200万円で行っております。

それからもう一つ、中国における水質汚染対策協力推進でございます。これは、中国政府が実施した畜産排水対策技術の実証モデル事業、これは平成29年度まで3期にわたって続けてま

いりましたが、その施設運営状況のフォローアップ、知見の共有などの支援を実施する、このため2,000万円を充当しているというところでございます。

若干詳しくお話し申し上げますと、まず最初に、2ページからアジア水環境パートナーシップ事業でございます。おめくりいただきまして5ページ、事業の全体戦略と構成でございますけれども、2004年の第1期から、1期、2期、3期とアジア各国と水環境保全の目標設定といったような環境基準設定の状況ですとか、水質の状況把握、そういった知識、経験の共有というのをまず行った上で、2期、3期と生活排水、産業排水を対象にモニタリングの結果を踏まえて、今度は汚染源、汚濁負荷源を特定して、それに対する対策の方向性を明らかにするといったようなことを進めてまいりました。

第4期では、対策技術をさらに導入して、その結果を踏まえて対策の評価、それから政策の見直しということを行っていこうということを考えております。

おめくりいただきまして、先の9ページになりますが、第4期、平成31年度（2019年度）からの活動では、先ほど申し上げましたように汚染源対策の強化、その際に日本の環境省は別の事業で蓄積してまいりました環境技術、これをマッチングして具体的技術を導入するというフェーズですとか、その結果の評価、見直しといったところまで進めていこうとしております。

その関連で、先行的に昨年度から日本の水処理技術とアジアの行政官のマッチング、10ページにありますように進めてまいりまして、今、数件、引き合い協議が進んでいるというところでございます。

11ページ、12ページにその第4期、一回り終わった時点での目標として、アジア地域における水環境ガバナンスの強化、定着、それから我が国の水処理技術の海外展開といったものを掲げております。

12ページにありますように、その際にはPDCAサイクル、各段階どういうふうに機能しているのか、あるいは、各段階に応じた指標は改善しているのかといったことで事業の効果が見られるのではないかというふうに考えている次第でございます。

もう一つの中国における水質汚染対策協力推進でございますけれども、17ページ、18ページからになります。これは、もともとは日中首脳間での環境保護協力の一層強化に関する共同声明を受けて行ってきた事業でございます。

19ページにありますように、1期、2期、3期、中国の特に問題があります農村地域での分散型の排水処理のモデル事業ですとか、アンモニア性窒素の総量削減、それから、直近では畜産汚染物質の排水の総量削減と、その物質の再資源化といった技術を向こうで見て実際にお示し

するということを進めてまいりました。

23ページから先にありますように、その結果として、例えば江蘇省で10カ所の排水処理施設の建設が進んだですとか、あるいは、第2期の後は、日本の装置、膜分離装置250カ所ですとか、汚泥脱水機900台の納入実績というのが挙げられております。

第3期の後は、今、フォローアップでございますが、25ページに掲げさせていただきましたが、29年度までに完成した施設、ここを3年ほど運転実績を積み上げて、そのノウハウ、それから日本が提案した技術等について広めていくということを考えている次第でございます。

行政事業レビューシートに戻りますと、本事業の成果目標、成果実績につきましては、当初、知見の共有というのを図ろうということでしたものですから、当時は公式ウェブサイトの月平均アクセスの訪問者数ですね。これで成果指標を測るということで挙げさせていただいております。平成29年度、月当たりの実績で1万3,000ぐらいですから一日、四、五百人が訪問しているということになります。

また、そういった活動ですので活動指標としましては、実際にワークショップ等の会合をどれぐらい開催したかと、そのコストという形でお示ししているところでございます。

以上でございます。

○鎌形官房長 以上で説明は終わりでございますけれども、事務局から、この事業の論点を説明させます。

○会計課長 では、本事業の論点のほうをカバーシートの次のページに1枚紙で準備させていただいておりますけれども、この国際的水環境改善活動推進等経費の論点は3点ございまして、1点目が、本事業は、アジア地域の水環境改善の推進に向けた各国の水環境ガバナンスの仕組みの定着につながるのかという点でございます。2点目が、本事業は、我が国の水処理技術の海外展開につながるのかという点でございます。3点目は、上記の成果をどのような指標で評価するのかということになっています。

以上が論点ということで、準備させていただいております。

○鎌形官房長 それでは、質疑に移りたいと思います。御意見、御質問のある方、恐縮ですが名札を立てていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、名札の立った順で、上村委員からお願いいたします。

○上村委員 関西学院大学の上村です。御説明ありがとうございます。

本事業について、目的はアジア地域の水環境の改善の推進と、日本の水処理技術の海外展開ということを書かれていますけれども、アウトカムがウェブサイトのアクセス件数となってい

ます。ここにかなり大きな乖離があるんじゃないかなと思っています。アクセス件数もいいかもしれませんが、アウトカムは複数持っても別に構わないですから、そういう事業目的に合ったアウトカムを持つ必要があるんじゃないかというのが1点目です。

2点目ですけど、随意契約、1者応札が非常に多い。これについてやはり何らかの工夫が必要なんじゃないかなと思っています。平成25年度以降のレビューシートから、ずっと「地球環境戦略研究機関」が契約相手になっているということなので、この状況をどのように改善するというのを考えておられるのか、この2点についてお聞かせください。

○鎌形官房長 お願いします。

○説明者 今の御質疑の第1点目でございますけれども、こちらの横長の資料12ページを御覧ください。今、御指摘のウェブサイトのアクセス数、訪問者数でございますけれども、まず、このアジア水環境パートナーシップ事業で達成したい水環境ガバナンスの仕組みのPDCAサイクル、この一番最初の段階では、水質のモニタリング、それから水質のモニタリング結果といった、そういった種々の状況把握ですとか、それに向けた目標設定、あるいは各国での法制度の整備状況ですとか、遵守状況とか、そういった知見の共有が非常に重要、もともとデータなかったということで確かに設定したものでございますが、確かに、一番最初の段階、どれだけ進んだかという点では非常に役に立ったのかもしれませんが、ここにお示ししましたように、その後、実際に汚染源を特定して対策を実施するといったような行政の活動、そういう各段階がきちんと機能していて定着しているのか、あるいは、それに応じた指標を改善しているのかと、今後見ていく必要があると思っておりますので、今、御指摘の点も踏まえながら、こういったサイクルの各段階の機能定着等、どう見ていけるかというのを考えていきたいと思っております。

なお、この各段階とともに人材育成、能力向上という意味では、実際にワークショップ、二国間会合に参加して、これまで延べ1,500人程度ですけれども、そういった数ですとか、直接対面以外のアクセス数、それから水処理技術の引き合い数といったことも考えられるのかと思っております。

それから、御指摘2点目のところでございますけれども、16ページ、これがアジア水環境パートナーシップ事業の契約状況でございます。もともとこの事業は、世界水フォーラムで我が国が提案して始まった事業でございますので、当初はアジアとの間でネットワークの中心を継続的に進めるというので確かに随意契約を続けていた時期がございましたが、平成26年度以降、企画競争、それから一般競争契約というふうに契約の形の改善を図ってまいりました。実績が

ちょっと平成27年度に、名前は似ていますが、別の「国際環境技術移転センター」というところが落札したということもございます。引き続き一般競争で進めていければと思ってございます。

それから、もう一つの中国のほうの事業、26ページにございますが、これは平成22年度からなっていますが、実際に事業が始まったのはもう少し前でございますが、モデル事業でございますので、最初にモデル事業をどういった排水処理施設でやるのかと、その企画を出していただいて、何年間か随意契約というのを繰り返した時期もございましたが、平成27年度から一般競争入札で契約してございまして、その際以降、民間企業の落札、平成29年度は2者の応札ということになってございます。

以上です。

○鎌形官房長 それでは、奥委員、お願いします。

○奥委員 上村委員の1点目の御指摘と若干重なるんですけれども、このスライドの12ページに関連してでございますが、成果指標、これまでは一つの成果指標でウェブサイトの月平均アクセス数を位置づけてきたというところですが、このスライドの12ページにありますように、やはり各フェーズごとに目指すところが違っていただけで、発展的、段階的にその状況の改善を図っていこうと、そして行政官のスキルアップを図っていこうということでやってきているわけですから、今さらという感じはありますけれども、そもそもフェーズごとに成果指標というものをしっかり位置づけて、その成果を把握してこべきではなかったかなというふうに思います。このスライドの12ページの四角囲いにありますような各段階における指標といったところをしっかりとこれまで把握する努力というものを参加各国と協力してやってこべきではなかったのかなというふうに思っております。

それと、もう一点、これは同じスライドについて伺いたいんですが、ここに書かれていることは、今は第4期ですけれども、今期中にやるということでこのスライドをお示しいただいているのでしょうか。

それと関連しまして、レビューシートのほうが事業終了の年度は「終了予定なし」というふうになっておりますけれども、これはいつまで続けるということになるのか教えていただければと思います。一応第4期でPDCAは1サイクル回したというふうに理解しておりますけれども、今後どのように展開していくのか、その辺も終了時期と、それから今後の見通しですね。その辺りを教えていただければと思います。

○鎌形官房長 お答えください。

○説明者 まず最初、1点目につきましては、確かに御指摘のとおりで、各段階がどう機能しているのかという点につきましては、12ページでお示ししました段階ごとの指標、ただ、これはサイクル全体が機能することを意図してございますので、この段階、全体では1、2、3、4、5、うまくバランスがとれて指標が伸びているのかなというのを見る必要があるのかと思っています。例えば15ページを御覧いただきますと、これ、一つの例でございますけど、排水基準の遵守率のような話でいえば、例えば3カ国の中に排水基準がまだないという国もあれば、基準はあるんだけど、遵守率は把握していないと、これは最近ですけど、まだございます。こういったものがきちんと把握できるようになる、あるいは、それが向上するといったような例えば一つの段階、今後見ていくポイントになるのかなと思ってございます。

それから、終期の関係でございますけれども、ちょっと戻りまして9ページを見ていただければと思いますけれども、1期、それから2期、3期が並列でございますけれども、平成30年度は第3期の終わりの年度でございます。今の御指摘だと第4期は、2019年度～2023年度までを予定してございまして、ここで御指摘のとおり、PDCAを一回り経験してもらおうということで、そういう意味だと一段落はつくのかなと思ってございます。その後のフォローアップがどれだけ必要かというのは、また第4期が終わった時点では考える必要があるかもしれませんが、現時点では、この一回りは2023年度ということを考えてございます。

以上です。

○鎌形官房長 よろしいですか。追加。

○奥委員 レビューシートのほうの事業終了予定なしというふうになっているところは、そのまま維持するということなんですか。それとも、もう2023年度というふうに今後は書きかえるということになるのでしょうか。

○説明者 訂正したほうがいいかもしれません。

○鎌形官房長 それでは終期を、2023年度ということにするということですのでよろしいですね。じゃあそのようにするという事です。

それでは、札の上がった順番から言いますと太田委員、よろしいでしょうか。

○太田委員 慶応義塾大学、太田でございます。

まず、全体の事業の目的と、どういった経緯でやっているかということなんですが、こちら、資料をうかがう限り、中国の事業というのは、恐らく外交的な政治のほうでの約束に基づいて始まった事業だというふうに理解しましたが、このパートナーシップ事業ですよ。あちこちの国とやっているプログラムについては、どういった位置づけで行われているものなんでしょう。

うか。つまり、国際協力としてされているのか、産業政策としてされているのかといった点をお聞かせください。

○鎌形官房長 お答えください。

○説明者 今、御質問いただきました点につきましては、レビューシートですとか、このパワーポイントの資料では必ずしも十分に御説明が尽きていなくて申し訳ございません。その点をお詫び申し上げたいと思います。

また、パワーポイントの事業の背景の3ページに一言、第3回世界水フォーラム、これは日本で開催されたものでございますけれども、この際に環境省がこのネットワークを提唱したと簡単に書いてございますけれども、もう少し具体的に申し上げますと、世界水フォーラムというのは3年に1回、各国で行っておりますが、第3回は日本と。その際に、日本政府のハイレベルの方、それから、各省でいいますと国交省、環境省、農水省等大臣が連なって出席したものでございます。その際に、各国が集まった閣僚会議が行われまして、そこで当時の鈴木環境大臣の演説の中で、水については、各国、水の行動集というのを作成しよう。日本は水質汚濁防止と生態系保全というテーマのもとで具体的な行動を進めていくと約束しますというふうに演説をされておりました、その約束に対応するものとしてアジアでの途上国の支援、それから、経験、知見を共有するための国際ネットワークの形成といったことを提唱されまして、いわば国際協定とか覚書ではございませんけど、その約束に対応するものとして始めたものでございます。

なお、これ自体は、当時の閣僚宣言の中にも盛り込まれておりました、その閣僚宣言自体、やはり今のSDGsの前の国連ミレニアム開発目標を含む目標の各国で共同して達成、それぞれ共同して達成していくための行動を提言としてまとめよとってつくった閣僚宣言の中でも位置づけられているということ、最初は契機にして始まった次第でございます。

その経験、知見を共有ということで始めましたが、実際に水環境の国際的に貴重な資源である水の環境の改善ということで、経験、知見だけでなく行動につなげていく、あるいは、昨今の……。

○鎌形官房長 簡潔にお願いします。

○説明者 SDGsの目標に対応して汚濁負荷削減につなげるための技術導入をすると、そういうふうに進めております。

○太田委員 当時の環境大臣との関係で各国のネットワークがつくられてアジアでプログラムが始まったというのが1点。もう一つは、中国との間での国際的な約束で始まった事業という、

そういうことですね。

として、目的としては、一つ目は水環境の改善ということ、アジア地域ですね。もう一点は産業政策というか、日本企業が海外に進出しやすくすることですので、産業政策と環境対策ということで二つに分けて伺いたいんですが、一つ目の各国でネットワークをつくった場合に、それぞれの国が一体幾らの予算をどういう基準で出したんでしょうか。

○説明者 この事業は、知識の基盤をつくるという意味では日本が中心になってやってきましたが、これは、各国で会合を開催する際に、例えばそれに伴う協力のための現地でのアレンジ等、各国が順番に負担して進めてきております。

○太田委員 割合等はみんなイーブンというか、同額を出しているわけですか、それぞれの各国は。

○説明者 基本的に、予算的には日本が中心になっております。各国は、それに対して応分のといいますか、各国でいろいろワークショップとか年次会合とかを開催する際の開催に必要な準備等のインカインドの人件費等の貢献をしているという状況であります。

○太田委員 数字を伺っているので、数字でお答えいただきたいんですけども、全体を例えば100とするとどれぐらい、概略で結構です。細かい数字、正確でなくても結構ですけども、例えば9割5分を日本が出しているのか、半分ぐらいなのか。

○鎌形官房長 数字はありますか。

○説明者 数字はインカインドなので。

○鎌形官房長 調べればであれば、少し10分ぐらい時間をいただいて調べられますか。

○説明者 調べられるような数字というのはちょっとなかなかないんですけども。

○太田委員 ただ、大ざっぱなところで結構ですよ。例えば8割方を日本が出しているのか、それとも例えば中国が過半数を出していて日本は3割ぐらいしか出していないのか、例えばそういう数字を伺いたいんです。

○説明者 この事業、二つございまして、中国の事業については、実際に中国でモデル事業の施設をつくると、これは。

○太田委員 ちょっと待ってください。今言ったのは、こっちのプログラムのほうの話なので、中国の話はまた別ですので。

○説明者 では、中国でないほうのWEPAのプログラム、これは基本的に事業の開催経費等は日本が持っております。

○太田委員 実質100%と理解していいですか。

○説明者 先ほど申し上げましたように、各国が各国で開催するとき協力するインカインドの人件費をカウントすると100というよりは8割ぐらい……。

○太田委員 端的にお願いします。これ、質問をしたいので、その前の事実確認をしているだけですので、簡単に御説明いただければと思います。

○鎌形官房長 概ね日本が負担しているというふうに聞こえますが、それでよろしいですか。

○説明者 概ね日本が負担しているのは、はい。

○太田委員 なるほど。ということで、まず、国際協力という枠組みです、例えば国連がするとか、あるいはODAみたいな枠組みですという議論なのか、産業政策としてやっているのか、どちらも書いてあるので気になるんですが、もし国際協力の枠組みでもなく、産業政策でもないとしたら、御省がやる意義は何でしょう、一般会計で。

○説明者 これは、事業としては一般会計のODA技術協力としてカウントされている事業になります。

○太田委員 ODAとしてやっていると。

○説明者 そういう予算上のカウントになっております。

○太田委員 わかりました。では、ほかの国は、これ、よその国の水質改善をするわけですね。私の理解では、水質改善というのは第一義的にはその国の政府が責任を持ってやることだというふうに理解しております。よその国の水質改善を日本がやるということであれば、例えばよその国は、よその国の水質改善にどれぐらいの予算を出しているんですか。例えば中国というのは、今、GDP規模でいうと日本の倍ぐらいあるんですけども、日本の倍ぐらいを出しているんですか。

○説明者 今の水質改善をやるというのがどういう意味かによるんですけど、日本が出かけて行ってほかの国の水質改善を我々が直接やっているわけではなくて、おっしゃるとおり、水質改善というのは各国が各国の責任でやっていますけれども、その際の行政機関のノウハウですとか知見ですとか経験、そういったものを共有して能力向上を図っているというものであります。

○太田委員 日本がほぼ100%出してそれをやる意義は何ですか。

○説明者 一つはやっぱり先ほど申し上げていましたように、アジアの中でこういった経験を、第3回水フォーラム当時ですけれども、有していて、ある意味、リーダーシップとかプレゼンスを示すという意味では日本がこれを進めるという意義があると判断したというふうに認識しています。

○太田委員 どういう根拠と資料に基づいて判断をされたんでしょう。

○説明者 これ、やっぱり世界の水フォーラムの準備の過程の中で、先ほどの環境大臣の演説にもありましたけれども、世界の水質汚濁の問題に対して、特にアジア地域で日本はどのような貢献ができるのかというのを検討して、こういったものをつくられたというふうに認識してございます。

○太田委員 ODAとして、国際協力としてこれを行っているとするれば、いろんな国がいろんな貢献をしていると。その中でアジアにおいては、例えば水質の問題が深刻であるにもかかわらず、よその国はやっていないと。よって、ここは日本の国際協力の戦略上、水に関してやるべきだという大きな枠があって、絵があって、その中でこの事業は位置づけられているというような説明があれば、それは納得するんですけども、とにかく、水質問題が深刻なので、日本がイニシアティブをとってやりましたと。よその国と比べて予算の割合というものの、例えばGDP比で揃っているわけでもない、全部を日本が持っているということになると、なぜ、これ、日本がやるんですかということの有権者、この場合は納税者ですね、納税者に納得できるような形で説明ができていないように聞こえるんですけども、いかがですか。

○説明者 これは、先ほど申しました世界水フォーラムの第3回目と申し上げましたけど、第1回目がアフリカ・モロッコ、第2回目がヨーロッパ、第3回目をアジア、特に日本で開くと。その際にアジアの特に問題が深刻なアジアに着目して、アジアで日本がどういう、会議を単に開くだけではなくて、会議を契機にどのような貢献をしていくのかということで、例えば水質汚濁防止等を中心にテーマを設定して、当時の状況を見て日本がリーダーシップを発揮できるものというのを企画したと承知しております。

○太田委員 説得的な御説明をいただけていないという理解なんですけど、このまま続けても時間の限りがありますので、では、産業政策という方向に伺いたいんですけども、日本企業が海外に進出しやすくするための基盤構築をするということであれば、産業政策として日本企業が将来稼ぐであろうもの、利益を援助するということだと思っておりますが、まず、関連事業関係で将来にわたってどれぐらいの売り上げが上がって、その粗利益といいますか、売り上げ総利益はどれぐらいになるという試算があるんでしょう。

○説明者 そこは、確かに今後さらに精査する必要があるかと思っておりますけれども、この事業の中では、例えばアジアで特に水質汚濁の問題を生じているセクターとして、生活排水の分野、それからあともう一つ、畜産排水、繊維産業といった特定がだんだんできてきてございますので、それぞれでどれぐらい今後展開が可能かというのを試算できるかと思っております。

○太田委員 出ていくお金はリアルですので、これは今年でも1億円ぐらい出ているわけですよ。過去にも1億円以上の額が淡々と出ていますので、この1億円の税金といたしますか、予算を計上することをエビデンスベースで正当化していただく必要があって、これがどれぐらい産業政策としての効果が見込まれているのか、そして、それは例えば事業規模でどれぐらいの売り上げに対してどれぐらいの粗利が立って、それが将来にわたってこれぐらい続くので、産業政策としての効果は幾らあると。これが例えば税収が増えるという話であればやったほうがいいという話になるんですが、税収ではなくて、この産業がただ儲かるだけで、ほかのその産業にいない日本人は損する一方だと。だから、その産業にいない日本人から水関係の産業の人に富が移転するとすれば、その富の移転をどういうふうに正当化するかという、そういうところについて説得的な資料を示していただくということを期待して質問しているんですが、そもそもそこに行く前の産業政策としての効果がどれだけあるかということは全く把握されていないという、そういう理解でよろしいですか。

○説明者 今、御指摘の点の前提として、例えば各国、水の規制の制度をしっかりと入れてもらうんですとか、あるいは、問題となる産業を特定して、それをきちんとマッチングに生かす、そういうことを考えております。

○太田委員 産業政策とおっしゃったので、どれだけ売り上げが増えるんですか、関連の産業で。粗利益はちょっと厳しそうなので、売り上げでいいと思うんですが、どれぐらいこの関連産業で日本企業の売り上げが増えるんですか。

○説明者 ちょっと今、手元に数字はございませんけれども、ただ、先ほど御指摘があったように、その対象となるのはどういうところかということ、アジア各国の畜産の産業の規模ですとか、あるいは、繊維産業の規模、それに対してどれぐらい入っているかということが試算というのは確かにできるかと思いますが、今その数字は持っておりません。

○太田委員 そうすると、二つの事業目的として日本企業が海外に進出しやすくするための基盤構築を目指すというところは、どれぐらい売り上げが上がるか、利益が上がるか、税収が増えるか、全く今後どうなるか見込みなしに事業目的の二つ目にとりあえず立てたという、そういう理解でよろしいですか。

○説明者 定量的なものを今計算せよと言われると、そこはございませんけど……。

○太田委員 出ていくお金はリアルに1億円が出ていっているんですよ。幾ら入ってくるかということを経算しないで事業を実行するというのは、通常はあり得ない。

○説明者 ただ、実際にアジアでの生活排水、例えば生活排水であれば、当然、今後浄化槽の

進出が見込まれるですとか、あるいは、畜産とか繊維産業、この規模はもう相当な規模ではございませんけれども、そういったもの今後入っていくこと考えると、それなりの効果はあると考えております。

○鎌形官房長 それでは、次は、稲垣委員ですね、順番から言いますと。

○稲垣委員 どうも説明ありがとうございました。ほかの先生とほぼ一緒ですが、アウトカムの出し方が、ウェブサイト等の件数が増えたとなっております。それも一つの評価だと思います。ただ、本来のこの目的であるSDGsに掲げられている目的である、途上国のアジア地域でどういうふうに改善されているのかというのは、先進国である日本の、この事業の大きな目的だろうと思っています。そういうものがここのアウトカムの中では見えていないので、少し今後検討してもらう必要があると思っています。

その中で、いろんなことが書いてありますけれども、国際ワークショップや二国間の開催は必要である、こういうふうにやっている、何回かやったということですが、これをやったことはいいですけど、これによってそれぞれ各国がどういうふうな形で、例えば排水基準をつくったとか、処理施設をつくったということが見えてこない、先ほど太田先生が言われたように、日本からいろいろお金を出しても、なかなかそれがどういう形ではね返ってきているかというのが見えなと思います。国際ワークショップを開催するというのがアウトカムになっていきますけれども、それも一緒であって、やることは必要だと思います。そういうものをどういう形で評価していくかというのが大変重要ではないかと思っています。

このパワーポイントの中で、例えば3ページにアジア地域における2003年時点の水環境の状況が書いてありますけれども、これが8年から10年近くたってこの事業をやることによってどのように改善されてきたかというようなことを国民の方に示せば、先進国として開発途上国を指導する、あるいは、開発途上国の水環境にいろいろ貢献しているということが評価できると思います。ぜひそういう点の評価をできないのかどうかというのを教えてほしいということが1点。

それともう一点、これも上村先生が言われましたが、1者応札が続いていますけれども、JICAがやるODAなんかは、民間コンサルがほとんどやっている。同じような事業をやっているわけです。私も、以前、環境省さんから頼まれてイランの大気汚染の指導を民間コンサルと一緒にやらせていただきましたが、そういうのが民間コンサルでやれているわけですから、いろいろ改善するというふうになっていきますけれども、民間コンサルを使うことができないかどうか、そういうことの検討が今どうなされているか教えていただければと、その2点をお願いします。

○説明者 1点目の御指摘の点がございますけれども、また繰り返しますけれど、確かに評価の方向性として12ページにお示ししましたように、各段階ごとの指標といったものが使えないかといったようなことは考えてございます。

13ページは、例えばモニタリングの状況等、各国、データが当時集まった時点で一旦取りまとめてございますけれども、モニタリングの状況というのは、アクティビティでいえばこれがどれくらい改善したかという見方もあります。それから、汚濁負荷でもありますが、排水規制の関係では、その後、ベトナムで実際に畜産の排水の規制をこの議論を踏まえて導入したのですとか、最近ではインドネシアが総量規制、これを日本で一緒に勉強して制度を導入したいということでワークショップを開いたりというようなこともしてまいりましたので、そういったこと。あと、SDGsとの関係は、11ページにもちょっと書きましたけれども、やはりこういった排水のデータ、あるいは水のモニタリングのデータがないとSDGsの評価も当然できなかったわけですが、こうやって各国、データを蓄積してきたこともあって、それをもとにまた評価も可能ではないかという議論も今いただいております。もちろん、こういったものを通じて排水の状態の改善というのが図られれば、SDGsの6.3などに貢献するのではないかと考えてございます。

最後の事業者の点、確かに一般競争入札にしているものの、なかなか応札者が少なく残念でございますけれど、その辺の改善は引き続き努力してまいりたいと思っております。

○稲垣委員 是非、そういうのをアウトカムに出していただけると、よく理解できるんじゃないかなと思いますので、そういう方向への改善ということも少し考えていただきたいと思えます。1者応札についても、努力してみることは十分理解していますけれど、なかなか目に見えていないというのが実態ですので、その辺を是非、目に見えるような形にしていいただければと思います。

○鎌形官房長 それでは、札が上がった順番でいきますと、野口委員、お願いします。

○野口委員 早稲田大学の野口です。御説明どうもありがとうございました。

今、先生方から出た議論に尽きるんですが、当該政策は国際協力という側面と産業政策という側面と二つあるということで、私の理解では、昨今、日本がどうやってグローバル社会に貢献するかという、そのあり方として従来の、昔風のハード面でのインフラ構築から、こうしたソフト面ですね。社会システムあるいは社会システムや制度そのもの、あるいは、システムや制度の運営管理とか、それに伴う人材育成、組織づくりなどをパッケージにして提供するという、そういう国際協力という視点があると思うんですね。

本事業の国際協力という面でのアウトカムということと、産業政策という面でのアウトカム、先ほど太田先生から非常に厳しい御指摘がありました。やはり目的が違うと思うんですね。そうすると、当然、アウトカムも違って来るわけで、その辺のところをやっぱりプロジェクトとして1回精査したほうがいいのかなどというのをお話を伺っていてちょっと思いました。

そこで、やはりこういった環境問題というのは、環境とか、そういった準公共財ですね。そういうものに対する政策というのは、やはり即効性はなかなか期待できないので、中長期的に成果をモニタリングする必要がある。ただ、やはり成果を客観的に評価して、定量的なエビデンスを出すためには、人・物・金がかかるわけですね、逆に。ということは、そういった評価というものをプロジェクトの初めから想定しない中で、プロジェクトを始めると、これはもう日本のあらゆる政策についてそういうことが言えて、評価というものは金がかかるということが全く認識の中にないという政策が非常に多いと思うんですね。

という中で、今後、先ほどどなたかも御指摘がありましたけれども、ここに来て遅いかもしられませんが、今後、出口政策としてこういった評価そのものに客観的エビデンスを出すことに予算を割く計画があるのかということがまず第1点。

もう一つの質問としては、日本のこういったいわゆる国際支援というのは、当該国であまり知られていないとか、これが外交上のよく課題として日本は挙げられるんですが、当該国の人が日本が幾らいいことをやっても、あまり御存じないと。そういう意味で、本事業もすごくいいことをされているとは思いますが、当該国におけるパブリシティがどうなっているのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

○鎌形官房長 お願いします。

○説明者 今、評価について引き続きまたいただきましたけれども、この事業は、最初に申し上げましたように、第4期でPDCAサイクルの最後の部分というのを考えてございまして、そこでは汚染対策を考えた上で、それを実行してどうなるのかと、そのデータも各国にきちんと提供していただいて、従来つくっているデータベースのアップデートを図りながら、どう改善してきたかというのを見ていきたいと思っておりますので、そういう中でできればと思っております。

それから、最後のパブリシティの点は、確かに水環境の専門家だけで終わらないよというポイントかと思っておりますけれども、やはりこれを続けてきた中で、最初に入ってきたメンバー、今、各国の行政のかなりトップに近いところまで上がった人もいて、そういう意味では関係行政機関の間でそれが知られてきているなど。あるいは、この間もブラジルの世界水フォーラム

で、この成果等を御報告して、ほかの関係国からも評価をいただいたところでございます。

○野口委員 長期的に見たら、やはりそういった当該国の国民に日本が何をやっているかということを知っていただくということがやはり産業政策に非常に重要になってくると思います。

また、客観的なエビデンス、先ほど太田先生が非常に厳しく指摘されましたが、やはり数字を出していくということが非常にやはり日本の産業界にこういった、要するに外に輸出するということですね、技術を輸出するという際にも、やはり何の保証もない中、なかなか企業さんも出ていくということが難しいでしょうから、そういった客観的なエビデンスをつくるということ、あるいは、関係国の国民の理解を得ることが非常に重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

○鎌形官房長 ありがとうございます。

次、小林委員——そろそろ各委員、コメントシートを書きながら議論を進めていただければと思います。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 もう各委員の方々の御質問で議論は尽きているので、1点だけ、この15ページのパワポなんですが、結局、WEPA参加国による産業排水基準の遵守率を見ると、これ、究極的には日本、マレーシアが並んでいますが、こういうふうになるように目指している、いや、協力だけでこれが実現するとは思いませんけど、これを目指していると思えば、例えば産業政策で今いろいろ出ましたが、これに予算を突っ込んだらどれぐらいの売上げが立ちますかというのは難しいと思うんですね。例えば、これ、マレーシアはほとんど日本並みの遵守率なわけですよ。そういうところに日本の技術はどれぐらい普及しているんですかと。これが上がっていったら日本の技術も勝手に自動的に出ていくんですというようなデータというのですか、逆に言うと、マレーシアで日本並みになっています、でもほとんどマレーシアはもう国産でやっていますというのだったら、別に産業政策としてやる必要じゃなくて、純粋に国際協力としてやればいいという話かもしれないので、その辺のデータ整備ということで、その把握度合いというのですか、それはどうなっているんでしょうか。

○説明者 今の御指摘、例えば遵守率が高い国でどれだけ日本の技術が入っているのかというデータ、申し訳ございませんが、私ども、把握してございません。

ただ、実際にここの中で特に向上していくところでターゲットになっているのは、高い国というよりは低いところ。あるいは、今、そもそも行政としてデータを持っていないところでしたらデータを持っていただくと、そのような汚染の対策に際して日本のものを入れていただ

くような、そういうマッチングを図っていくといったことで今後努力していきたいと思っています。

○小林委員 是非第4期で、この遵守率が上がっていったら、日本の技術がちゃんと入っているんですというのがあると、非常に説得的なんじゃないかなと。1対1でこのプロジェクトでやった成果がどうのこうのというの難しいというのは理解できなくもないんですけども、そういう何かデータが、個別のマイクロじゃなくてマクロのデータでも整備される努力をされればいいのかなというふうに議論を聞いていて思いました。

○鎌形官房長 それでは、じゃあ、また上がった順番で上村委員、お願いいたします。

○上村委員 ありがとうございます。私は、レビューシートを見るのがすごく多いんですけど、レビューシートは国民・納税者との対話のツールだということを考えると、ここに何を記載しないといけないのかという、やはりアウトカムは納税者にとって、この事業はこういう役に立っているんだと、日本のためにというような視点で書くべきなのかなと思います。

本事業をその視点で見ると、やはり日本の企業、もしくは日本の国民、納税者にとって、この事業がどのような役割を持っているのかという視点で見たときに、どうもこの事業、そういう視点ではレビューシートは書かれていないなというような思いを持っています。

なので、是非先ほどデータがないという話がありましたけど、データがないところに投入して、でも効果があると言われても全然わからないので、できれば日本の技術の海外展開がどうなっているのかというところは最低限把握しないとイケないし、やはり水質の環境の改善を図るのがこの事業の目的だったら、その度合いをどうなっているのかということは最低限つかんでこないといけないように思います。そういうことがつかめないのだったら、本事業の存在自体がちょっともう考え直す必要があるのかなという、これは意見です。

以上です。

○説明者 一言だけ。先ほど、データがないと申し上げたのは、我々が把握していないとか、しようとしていないという意味ではなくて、排出の遵守というのは各国の行政の活動としてやっていないと。そこをまず把握していただくというようにすると。その上で、その改善を見ていくということを目指したいと考えております。

○鎌形官房長 それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 資料の16ページの随意契約、一般競争契約という辺りなんですけど、これはIGESさんでよろしいですかね、公益財団法人地球環境戦略研究機関という、財務諸表を拝見する限り、受託事業収益23億円ぐらいというような昨年の実績のようですけども、この中に占める御省

の予算の割合とかはどれぐらいかわかりますか。

○会計課長 すみません。ちょっとその関係は今、資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

○太田委員 そうですか。ウェブに出ていまして、結構、23億円に対して3,700万、4,100万、3,500万とずっといくと相当な割合になっているのではないかなというふうに素朴に思いまして、ここの事業は、例えば御省の事業の大体受託で成り立っている財団なのですか。そこに随意契約で出されているんですか。

○会計課長 IGESに対しましては、環境省からの拠出金、そのほか、このような事業委託は何件かしておりますが、厳密に何%かというのは、この瞬間持っていないので申し訳ありません。

○太田委員 正確な数字でなくてもいいです。例えば過半数を依存しているとか、ごく10ぐらいある先の一つにすぎないとか。

○会計課長 そういう意味では、概ねのほうが多いと思います。

○太田委員 なるほど。国際環境技術移転センターさんのほうは、財務諸表を見る限り1億円ぐらいですかね、受託事業収益は。そうすると、どこに入っているかですね。事業収益の施設使用料と収益じゃないんで、受取補助金、受取受託収益に入っているとすると、単位が円ですが、1億円ぐらいかと思う。この2,500万円というのは、400万円ですか、というと4分の1ぐらい、ほかにも。

○会計課長 すみません。こちらのほう、正確には把握していないんですけれども。

○太田委員 とすると、何かこの事業の周辺に非常に環境省さんの事業依存度の高い法人が幾つかあって、そこに随意契約でかなりの多額のものを出しているというふうになると、少し正当化が必要かなと。そうする必要があったんだという話が必要になるのかなと思いますが。

○説明者 今の1点だけ申しますと、随意契約という御指摘ではありますが、平成26年度から随意契約にはしてございません。それから、中国の事業のほうも途中から入札にして民間企業が入っております。

○太田委員 失礼しました。これ、契約年度で、古いものが随意契約で27年度からは一般競争。

○説明者 26は企画競争で、27年は一般競争にしております。

○会計課長 環境省のほうも調達改善ということで、なるべく一般競争契約のほうに移行すべく、一般競争契約の中でも御指摘になったような1者入札をなるべく減らすべくというのは、今取り組んでいるところでございます。

○太田委員 わかりました。失礼しました。これ、年度ごとに時系列のデータなんですね。単

年度のデータと間違っております。

これ、一般競争契約という、総合評価ということですが、技術点と価格点とあると思うんですが、どれぐらいのウエイトになっているんでしょう。

○説明者 ちょっと今、手元に持っていませんが。

○事務局 技術が1に対して、価格が2という整理になっています。

○太田委員 わかりました。とすると、価格による。

○事務局 逆です。技術が2の価格が1です。すみません。

○太田委員 今、逆に伺ったので、比較的価格重視というふうに申し上げようと思ったのですが、技術重視ということですね。

これ、技術点は、2者、結構開きがありますか。

○説明者 27年度の話ですか。ちょっと今手元にすぐないんですが、この年はこっちの技術移転センターのほうが技術点が上回って価格で落札していたんだと聞いておりますが。

○太田委員 ということなんだろうと思うんですが、このたくさんとっていらっしゃるIGESさんのほうが、恐らく技術点は高いだろうというふうに想像するわけですね。それを倍で評価すると、相当、価格で安く入れないと入札でひっくり返らないはずで、その技術点の評価の仕方というのは、一般に多分公開されていると思うんですが、ある特定の財団に対して有利な基準になっていないのか、また、技術点の差が出ているとすると、それは正当化できるのかというところの厳しい精査が必要であろうかと思います。特に特定の機関が繰り返し、繰り返し入札で、一般競争入札でとっているとなると、これ、例えば技術点が2倍評価されるとすると、差があると、相当、価格差を低くしないとひっくり返せないんですよ。

そうすると、技術点を高くつけているところと御省との関係というのは当然にチェックが入ってくることになろうかと思います。いかがでしょうか。その点についての適正性確保のためにどのような施策をとられているのかお伺いしたいと思います。

○説明者 毎年評価のときに特定の機関を意識しての評価というのはしてございませんが、結果、こうなっています。

ですから、例えば26ページの中国の事業のほうは、逆に一般競争契約にした後、IGESはとれずに、今度はたまたまですが、民間のこの会社がとっているという状況になっています。

○鎌形官房長 すみません。そろそろ時間でございますので、進めていきたいと思います。

稲垣委員、よろしいですか。それともまだお時間必要でしょうか。よろしいですか。

それでは、評価結果とコメント案を提示いただければと思います。

○稲垣委員 前のボードに掲示されているとおり、廃止が2名、一部改善が4名ですが、中身を見させていただきますと、先生方のところにもお配りしてあるかと思いますが、本事業のアウトカムが事業目的を考えるとふさわしくないという意見、これが非常に多いです。その事業の効果測定というのがこれでいいのかどうかということが明確になっていないというのがありますし、そういうことを明確にしないとやはりこれだけお金をつぎ込んでいるのにもかかわらず、本事業を日本がやる意味合いがはっきりしていないというような意見が多かったと思います。

それと、野口先生からもありますが、これだけお金をつぎ込んでいるのにもかかわらず、それがその国の国民、あるいは日本の国民にも見えてこないというようなことも指摘されております。

あとは、4期でこの事業を終わらせるということになれば、それぞれ各国の自立的な環境改善ができるかどうか、そういう仕組みをきちっと明らかにしていく必要があるというような御意見もいただいております。

ですから、一番大きいのはやっぱりアウトカムの仕方が少しおかしいという意見が多かったと思いますが、結論を見ると、廃止が2名の一部改善が4名ということですので、もう少し議論をしたほうが良いと思います。上村先生、何かございますか。

○上村委員 そうですね。廃止を入れるのは、結構勇気が要るんですけども、私自身は、先ほどコメントしたように、やはり本事業をやることに対しての納得感を納税者に持っていただくことは非常に必要だと思うんですけど、現状のアウトカムでは何もエビデンスになっていないので、やはり納得して納税していただくことが非常に厳しいんじゃないかなという視点から、廃止ということにいたしました。

ただ、この評価は非常に難しく、廃止はなかなか入らないので、廃止にすれば大体事業全体の抜本的改善のほうに寄るのかなというところも見据えながら、廃止に投票しているので、評価結果としては事業全体の抜本的な改善になっても、私はいいかなというふうには思っています。

以上です。

○稲垣委員 ありがとうございます。

○太田委員 この事業をされていることはいいことかもしれず、効果もあるかもしれないんですけども、現状、これが是非やるべき事業だとか、効果が上がっているということを確認するような御説明とデータが基本的になかったという理解なんですね。

さすがに、今後、事業を、基本的には事業計画からやり直す必要があるだろうというふうに

理解しています。やらないほうがいいとまでは断言はできませんけれども、ゼロベースで事業計画を立て直し、産業政策でやるとすれば、産業に与えるインパクトをきちんと定量的に把握して、その事業を実行すると。

これは、抜本的改善というよりゼロ、白紙にして必要なものはもう一回立ち上げるということに相当するのかなというふうに思いまして、抜本的改善というと、本当に抜本的改善にならないんですね。多少残ってしまうということで、廃止というふうにしたとしても、本当に必要なものであればもう一回立ち上がってくるというふうに理解しまして廃止とさせていただきます。

○稲垣委員 やはり先生方のお話を聞いていても、成果が目的とちょっとずれているというのが大きいかなと。それで国民の理解が得られないということですので、そこら辺をどういう、抜本的に見直すのか、太田先生は1回ゼロベースにしてやるという意見ですけど、やはり一部改善の先生も4人いらっしゃいます。今の事業の目的と、それとそれをアウトカム、国民の理解できるようなエビデンスをきちっと出せるような抜本的改善という形で結論としたいですが、いいですか。先生、いいですか。

(はい)

○稲垣委員 ちょっと先生方の意見、結論がばらばらになっていますけれど、言ってみえることはほとんど同じですので、廃止と一部改善の間をとるということで、本事業については抜本的改善、それも事業の目的がわかるような形で国民に示すというようなことをやっていただく見直しをしていただくということをお願いしたいと思います。

○鎌形官房長 ありがとうございます。

では、そのような形で事業の目的がはっきりと国民にわかるような形で抜本的改善というような評価をいただきましたので、そのようにさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次に、事業番号2に移るということでございますけれども、その前に環境大臣政務官、笹川政務官が参っておりますので、御挨拶を申し上げます。

○笹川政務官 それでは、皆さん、こんにちは。

御紹介を賜りました政務官を務めております笹川でございます。改めて委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御出席、また貴重な御意見を賜り誠にありがとうございます。

本日の公開プロセスによる行政事業レビューの開催に当たりまして、私のほうから一言御挨拶をさせていただきます。

御承知のように、行政事業レビューは、各府省自らが原則全ての事業について予算の執行状況を点検し、その結果を事業の見直しに反映させるという取組であります。この行政事業レビューを毎年実施することにより、国は事業のより効果的かつ効率的な実施、国民への説明責任、透明性の確保を図り、ひいては国民に信頼される質の高い行政を実現することができると思っております。

特に本日の公開プロセスは、外部から有識者の参加を得て公開の場での事業の執行状況の点検を行う重要な機会でもあります。環境省といたしまして、これまでさまざまな環境問題に適切に対応すべく施策を実施してきたところでございますが、環境政策が皆様の支援とアドバイスによりさらに効率的また効果的に実施できるように委員の皆様によりしく御審議のほどをお願い申し上げながら、一言の御挨拶にかえさせていただきます。最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

○鎌形官房長 それでは、事業番号2に移りますので、入れかえをお願いします。

(説明者入れかえ)

○鎌形官房長 それでは、続きまして、事業番号2でございます。地球規模生物多様性モニタリング推進事業でございます。担当部局から5分程度での説明をお願いいたします。

○説明者 環境省自然環境局生物多様性センターのセンター長をしております川越でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料3-2に基づいて御説明をさせていただきます。事業番号2番、地球規模生物多様性モニタリング推進事業でございます。今日、概要についてはレビューシートの後についておりますパワーポイントの資料を中心に御説明をさせていただければと思います。

まず、パワーポイント資料の2ページを御覧ください。本事業の構成でございますけれども、大きく国内での取組と国際的な取組、その二つに分けられます。国内での取組につきましては、全国1,000カ所でモニタリングを行う「モニタリングサイト1000」という事業、国際的な取組については、2番目につきましては、主に研究者のネットワークを構築するというものですが、地球規模生物多様性モニタリング体制の構築、3番目は主に行政者のキャパシティビルディングを行うものですが、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブの推進、この大きく三つの事業から構成されております。

続きまして、まず、国内の取組になりますが、モニタリング1000については3ページを御覧ください。先ほど申し上げました、具体的には1,077カ所、全国で今モニタリングを実施してございます。15の生態系分野で実施しておりまして、その実施主体は研究者ですとか、あと、

市民調査員、市民団体など多様な主体の方、計でいきますと4,719名の方に御協力いただいて毎年毎年データをとっているということでございます。

4ページ以降、各生態系ごとに調査項目、さらにはわかかってきたこと等を整理させていただいておりますけれども、例えばということになります、7ページを御覧ください。高山帯調査でわかったことでございますが、これ、北海道の大雪山というところですが、赤字でunder global warmingと書いてありますが、気候変動が進みますと、高山植物の開花時期が早くなる。早くなるだけではなくて、開花時期も短くなる。それによって花粉を運んでいるハチなどの発生時期とずれてしまって、高山植物自体もまた一層危なくなってくる、こういったデータが新しく得られてきて、そういったことが下のほうに書いてございますが、気候変動影響評価報告書及び気候変動意見具申という形で中央環境審議会から出されていますけれども、使われている等とされているということでございます。

こういったデータ、じゃあ実際どのように外に出しているかというのが11ページになります。基本的に毎年報告書をまとめますとともに、生データはデータファイルという形、さらには簡単にお知らせするという点で速報ですとかニュースレターというものをしております、全部ホームページ上でダウンロードができる。今、ウェブサイトの閲覧数というのが、平成29年度の実績ですが10万ページビューという形になってございます。

次に、スライドの12ページになりますが、具体的にじゃあどのように活用されているかというところでございます。行政ですと環境省はもちろんですが、環境省の中、生物多様性国家戦略等の政策決定に関する部分、さらには、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、国立公園等の保護地域の指定管理と、さらには野生生物の関係ですと希少種ですとか外来種、そういった対策等にも使われているところでございます。

地方自治体に置きましても、例えば環境基本計画ですとか生物多様性地域戦略といった計画の中にこのデータを使っていただいていたたり、あと、保護地域、希少野生動植物の管理等に使っていただいております。

あと、企業のほうは環境貢献の場としてこのモニタリングを活用していただいているというようなことが今出てきているほか、学術研究、メディア等でも活用をいただいているという状況でございます。

19ページを、すみません、飛びますが御覧いただければと思います。本事業、どのようにやはりデータが使われているのかということが論点の一つとして設定されておりますけれども、こちらのほう、今まで平成19年度～30年度まで学術論文や雑誌、書籍、学会等で活用された事

例を収集したものでございます。計ですと、今、355件という形で、近年、大体50件程度で推移しております。

今、本事業のアウトカム指標について実はホームページのページビュー数というものを設定させていただいております。これは、実はホームページ上ではまだデータはわかるんですが、どの程度、政策へ活用したかが網羅的にわからないということで今までホームページのページビュー数ということで今させていただいていますが、もし可能であれば、こういった形では政策への実際の活用とか、ほかの取組への活用事例というのはわかってきておりますので、このような活用事例というものを、収集範囲を少し特定した上でアウトカム指標として設定することも考えていくべきではないかなと今考えているところでございます。

続きまして、24ページを御覧いただければと思います。今後の予定の部分でございます。このデータ、15年分を今蓄えてきています。年間大体25万レコードが得られておりますけれども、今年度、総合取りまとめというものを実施したいと考えております。

その中では、専門家による解析ワーキンググループ等を設置してやっていきたいと思っておりますが、特に社会的にも関心のある気候変動ですとか外来種の影響、あとは国立公園等を含め、各生態系の保全管理の状況というものをこういったデータでちゃんと評価していくといったことをやっていきたいということと、やはり我々、税金を使って事業をしておりますので、国民に正しく新しい情報を提供するという点で、政策立案者はもちろんですが、市民等にもわかりやすい形で普及啓発にも使ってもらえるようなデータとして提供していきたいというふうに考えてございます。

二つ目の項目として、気候変動適応法への対応ということで、本年6月に成立しましたけれども、それらへの対応、さらには地方自治体への対応強化ということで、特に今までも得られた知見やトピック、活用事例などの提供等をしてきておりますけれども、さらに強化連携という点では、一番下のポツになりますが、地方自治体等のニーズも把握して地域全体の市民調査を支える人材育成、そういったものにもつなげるモニタリングサイト1000というものに拡充できていけないかというふうに考えております。そのような点を是非進めていければと考えております。

続きまして、二つ目の国際事業のものになります。25ページでございます。アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワークということで、これはアジア太平洋地域の各国と四つの機関から成る研究者によるネットワークをつくっていくというもので、当センターが事務局を務めているものでございます。

成果としては、いっぱい書いてありますが、29ページ等を御覧いただきますと、IPBESという気候変動でいうIPCCに当たる、その生物多様性版と言われていますが、そういったところに共同研究の成果等を提供したり、あと、メコン川流域で淡水魚類の影響評価等をしておりますが、そこは、そのデータについてはメコン川流域の4カ国から成るメコン委員会というところに提供しまして、その水資源管理に関する議論の資料として使われている等と。

30ページにまいりますと、東南アジアで種の豊かさというものを実際データから評価するような研究事例ですとか、右側につきましては、樹木に関して新種をがんがん共同研究で発見していると、そういった成果が今得られてきているというものでございます。

そういった成果について、31ページになりますが、右側にAP-BONブックと書いてありますが、ばらばらまとめていてもわかりにくいということで、これまで延べ300人程度になっていますが、研究者への研究成果をブックレットという形で公表出版しているということでございます。

○鎌形官房長 時間も参っておりますので、もう少し早くお願いします。

○説明者 わかりました。すみません。

32ページですが、今後の課題として左下でございますけれども、やはりまだ状況が把握できていない部分がありますので、この辺、ネットワークの構築という点から具体的な課題解決に向けた取組というものを是非引き続きやらせていただければというふうに考えております。

三つ目になりますけれども、33ページの東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブということで、こちら、種の判別に関する人材育成というものをやっているものでございます。

40ページになりますけれども、こちらのほう、実はただ人材研修というよりは、講師養成研修という形で実施しておりまして、その研修効果というものを把握しております。右側の円グラフにつきましては、自国で何回研修を実施したかというものをやっておりますので、こういったデータを今後アウトカム指標としても検討していければと思っております。

説明は以上で終わらせていただきます。

○鎌形官房長 それでは、事務局から事業の論点を説明いたします。

○会計課長 では、本事業の論点は3点、カバーシートの後ろに同じようについております。

1点目が、本事業において、どのような成果が得られているのか。2点目が、本事業は施策や国民、社会のニーズを反映しているのか、本事業の成果は有効に活用されているのか。3点目は、コスト削減に向けた工夫は行われているのか。

以上3点でございます。

○鎌形官房長 それでは、御発言のある方は名札を立ててお願いいたします。

では、上村委員からお願いいたします。

○上村委員 関西学院大学の上村です。御説明ありがとうございます。

本事業もレビューシートからの質問をしたいんですけれども、事業目的に照らして考えると、説明にもありましたように、やはりアウトカムとしてサイトのページビューではかなり遠いなと、遠いアウトカムだなというように思います。

今、説明がありましたように、学会とか、あと、論文・書籍などの引用とか、そういう活用についてデータをとるというふうに、それでそれをアウトカムにされたいということなので、是非そういうふうにしていただきたいなと思います。あと、マスコミとかの紹介についても、数字が今回の説明書に入っていますので、そこについても是非アウトカムにしていきたい。

こういった数字をとっていくことについてですけれども、過去どれだけデータをとることができるのかなという、皆さんの工夫とか、時間の割り方とかというのものもあるんですけど、そういうところができるのか、可能なのかというところについて一つ聞きたいということが1点目です。

それと、もう一つ、国際事業の研修の事業ですけれども、こちらも自国で講師を行ったかどうか、講師研修をして自国で講師を本当にやったのかどうかということなんですけど、これも何ページだったか。

○説明者 40ページです。

○上村委員 40ページですか。こちらで、これもアウトカムにできるんじゃないかなという話がありました。実は、事前の勉強会でそういう話になって、今日、本番のほうでそういう話、この部分についてもアウトカムにできるんじゃないかという話なんですけど、これ、見ていると、あたかもできそうなんですけど時間軸がありません。それをどう評価するかです。つまり、研修を受けて1年後の人と、2年後の人、3年後の人では恐らくその研修回数がまた全然変わってきますから、これだと非常に単年でやって、例えばすごくたくさんやっている人はかなり前に受けていたとか、そうすると、その年の、前年の研修を評価したことになっていないんじゃないかなという問題が出てくるんじゃないかなと思うので、少しこれをアウトカムにするにしても、若干の工夫が必要なのかなというように思いました。

以上の2点、お願いします。

○説明者 ありがとうございます。1点目、どの程度遡ってデータをとということ、実は、今回お示ししましたデータは今回を機に遡って実は検索をかけました。言っているのかわかりませんがグーグルの検索ですとか、あと、論文検索のシステムがございまして、それらを使ってや

りました。ですので、やはり検索範囲というものを限定してやっぱりセットしないといけないんですが、セットすればこの程度はできるということなので、近年、比較的、50件程度で推移して来ているので、比較的使われる感じになってきているので、それであれば職員が実行することではできないかというふうに考えております。

海外のほうは、今、先生がおっしゃるとおりで、実は何年前のというところはやっぱりかなりずれてくるので、最低限、前年度実施した研修実施者に対して聞くというものを、前年度の数値をもって評価していくというのを繰り返していくというのが基本だと思うんですが、それだけで全部の効果かと言われると、ちょっとそこはかなり精密に設計しないと難しい部分が出てくると思いますので、ちょっとその辺はまた内部でも、どこまでできるかというところも含めて検討を是非進めていきたいと思っています。

○鎌形官房長 よろしいですか。

それでは、上がった順番で言いますと、奥委員、お願いいたします。

○奥委員 生物多様性の状況というのは刻々と変化していくわけで、そういう意味ではしっかりとその状況を把握して対応策を考えていくと。そのためには、やはり継続的なモニタリング調査というのが必要だというふうなことになるわけですけれども、なので、ある意味終わりのない作業かなと思いますが、レビューシートのほうには事業終了年度、平成35年度というふうにお尻を、予定ではありますけれども区切っていると。その点についてお伺いしたいんですが、モニタリングサイト1000のほうでは、今年度総合取りまとめをやると。こちらのスライドの24ページですね。5年ごとの取りまとめをとりあえず今年度やって、それから今後については特に一番下の地方自治体への対応強化というところ、ここは即座にできる話ではないと思いますので、まだ今後何年間かかかるのではないかと思います。これまで含めて、このページに書かれてあることを含めて平成35年度までには一応の目途がつくといいですか、ある程度そこでお尻を区切っても大丈夫だという、そういうお考えなのか、その見通しのところをもう少し明確に教えていただきたいというのが最初の質問になります。

○鎌形官房長 お願いします。

○説明者 ありがとうございます。全部が全部できるかというところはなかなか難しいところがあるんですが、まず、今回、24ページに挙げさせていただいたもの、5年ごとの取りまとめは今年度完全にもう実証完了しますので終了させます。

気候変動適応法への対応強化という点では、やはりデータをとっていく中で、またいろいろ変わってくる状況もあるので、継続的な部分はありますが、とりあえず、やはり5年ごとの取

りまとめというのは今後もやっていく予定ですので、5年スパンで切っていくという点では35年までにどこまでできたかという評価はしていきたいというふうに考えております。

地方自治体への対応強化についても、既にトピックス等の提供等を行っておりますが、先ほど最後に申し上げました市民調査の要はキャパシティビルディングといったところは、やはり自治体ともかなり連携していかなければいけないので、どこまでが完成かというとなかなか難しいんですが、最低限この5年で走り出す目途というものはつける努力は最低限したいということで今回書かせていただいております。ですから、完成するかというところはあれですが、始めるということを確実にやりたいと思っております。

○奥委員 もし平成35年度でこの事業は終わるといことになりましたら、その後、どうするのかというところもしっかり考えておかなければいけないと思うんですが、その終わりのない作業であるということ踏まえると、そこはいかがでしょう。

○説明者 ありがとうございます。実は、このモニタリングサイト1000を始めた当初は、実は100年間を目指してデータをとろうということで掲げておりますが、さすがに100年というのはないだろうということで、実は、今、20年ピッチで切って、5年ごとに最低見直していくという形にしております。

ですから、だから100年やりますという話にはならないんですが、5年、5年の見直しを積み上げていく中で、やはり例えば明治神宮などは荒地から100年たって今の森になったという点では、生態系というのは100年スパンで見えていかなきゃいけないということは言われていますが、そういった視点は当然持っておりますが、5年ごとにその必要性とか調査項目とかというものは見直ししながら、やるものはやっていくという形で見直しをかけていければと考えております。

○奥委員 いつまでも環境省が中心的な役割を果たさなければいけないかどうかというのは、やはり今後考えていく必要があると思っておりますので、この24のスライドの最後にあるように、やはり地方公共団体がその地域の人材も活用しながら、その団体の行政区域の中については、もしくは複数の自治体が協力してもいいとは思いますが、いずれにしても、その地域の状況を地方公共団体が主体的にしっかりと把握できるような、そういったキャパシティビルディング、ノウハウというものをしっかりと身につけていただくということになれば、その地方公共団体でしっかりと把握した状況を日本全体の状況にしっかりと反映させていくために、環境省が最終的には取りまとめ役のようなところを担うという、そういうスキームに移行していくということも可能なのかなというふうに思いますので、少し長期的な視野を持って、

どのように日本全体の生態系の状況を漏らすところなくしっかりと正確に把握できるのか、そのスキームについて御検討いただければなと思います。

○鎌形官房長 よろしいですか。

それでは、稲垣委員、お願いします。

○稲垣委員 どうも御説明ありがとうございました。

数点教えてください。アウトカムの出し方、非常にホームページ等のアクセスも大きいというのは、これ、本当に素晴らしいことだなと思いますけれど、次のページにあります東南アジア14カ国云々というのは、参加国17というのは当初から決まっていることですので、そうじゃなくて、この参加国17がそれぞれの地域で環境省さんのいろいろな指導を受けて、どういう取組をしてきたかというような形の評価をしないと、これではちょっとどうかという気がします。この辺はぜひ見直しをしていただきたいなという点があります。

それと同じページのところで、東南アジアからの研修生もこういう形で進んできておりますけれど、年々減少してきているというのは、それなりのそれぞれの国もある程度人材が育ってきたのかというふうにも見えるわけですが、その辺がどういうふう考えているのか、もしそうであれば、研修の仕方を変えるなどの対応も必要じゃないかなと思っております。

それと、所長さんが説明された24ページのところにありますように、高山植物の開花時期と受粉の時期がずれるという問題点、まさにそういうことが国民というのは知りたいわけですね。記載されているようなこういう細かい具体、専門的なものも必要ですが、これ、例えば行政マンが使ったり、あるいは、研究で使ったりするというのは、これは当然こういうものが必要ですし、やらなければいけないと思いますけれど、COP10の一つの目的である生物多様性の主流化というのは、国民全てがそういう生物多様性を理解し、いろんな行動を起こすということです。そういうものが行動に起こせるようなわかりやすい成果というのをぜひ、所長さんは、考えるということをおっしゃるので、そういう方向の取組をしてほしいと思います。

もう一点、1者の応札で苦労して見えるんですが、中身を見ると、プロじゃないとやれないことは私も十分承知しておりますが、それがいつまでも、先ほどの話じゃないですけど、50年、100年同じメンバーでやっているのは、これはやはり問題だと思います。ぜひそういう民間企業の育成ということにも力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○鎌形官房長 それではお答え願います。

○説明者 まず、14カ国3機関のアウトカムについては、やはりもう参加していただくという

ことはかなりもうずっと同じレベルで来ていますので、具体的な取組としてどういう成果が上げられたかというのを少し具体的にプログレスをはかるような指標として是非検討していきたいと思います。

先ほどちょっとあれですけど、TOT (Training of Trainers) の効果ですとか、それが実際のどの程度国に役立っているのかというところで、地域の課題をあぶり出すような成果に是非検討させていただきたいと思います。

あと、研修生の受講人数の件でございますけれど、これ、実は我々のほうでも人数が、受け入れるキャパシティがあって、実は予算を近年結構削って、削ってやってきたことがあって、そのキャパシティの上限で減ってきています。ただし、毎年毎年各国からの研修ニーズは全部確認しているんですが、そこは各国複数名まだ来ております。ですから、人数とニーズというのがやや実は乖離しておりまして、予算の上限で実はこれ、減っているという状況でございます。すみません。

次の主流化の点については、是非先生からいただいた意見を踏まえて、我々としても積極的にやっていきたいと思っております。

あと、1者応札の件でございますけれども、やはり今お話もございましたけど、なかなかやっぱり生態系によって異なるんですけど、毎年同じ手法で同じ地点で全国規模でやるというところで、調査実施体制を確保したり、その面倒を見るというところでもかなりのやはり労力があるというところですか、あと、やはり近年、分析しているところ、我々の内部の分析ですが、やはり専門分野、得意分野でそれぞれコンサルがあって、不慣れな業務になかなか手を出したくないような状況になりつつあるのではないかとこのところ。さらに、継続的なモニタリングがメインですので、新しいことがないように、大体もう事業内容とか事業規模が定常状態にありますので、新規参入するメリットを感じてくれないというところもあるのではないかと思っております。

ただし、そのようなことを言っているのはやはり競争性を確保できないということは御指摘のとおりだと思いますので、今もやっている部分ありますけれども、公告時期を早くしたりとか、あと、準備期間はかなり長くとっていくということ、あと、仕様書についても、今、調査地点名などを書くようにしておりますけど、より具体的に積算できるような内容にしていくというように、あと、総合評価をこのモニタリングサイト1000で実施しておりますけれども、総合評価にかける加点の部分でやはり実績とか資格というのはある程度見るところがあるんですが、譲れない部分はあるかと思いますが、緩くしてもいい部分もあるかもしれませんので、そ

ういった点は少し見直しをかけるなど、そういった工夫をして1者応札ではなくなるような状況にはできるよう、努力をしていきたいと思っております。

○稲垣委員 わかりました。例ですけど、鳥類調査は山科さんがやってみえますが、実際にやっているのはそれぞれの地域の野鳥の会とか、そういうのが対応しているのですか。山科さんが全部やっておられるか。どうなっているのか教えてください。

○説明者 基本的には山科鳥類研究所の研究者が行っておりますけれども、場所によっては、要はバンダーと言われる標識調査を担えるような、要は山科鳥類研究所で研修を受けた専門家が地域、地域におられますので、そのときは、その補助を得て実施するという形になっております。

○稲垣委員 わかりました。

○鎌形官房長 よろしいですか。

それでは、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 御説明ありがとうございました。一応、現地調査にも伺わせていただきまして、どういう状況で活動されているのかというイメージが湧いたんですけど、現地調査の私の率直な印象を申しますと、非常にコスト削減されて少人数で大変な領域をカバーされているという印象を持ったんですが、逆に、箱物が立派で、非常に大きな立派なセンターで、かつ、経常費のほうもう限界まで削られているという印象を持ったんですね。これは、予算の使い方としては、本当は箱物をもう少しリーズナブルにして、人とか経常費のほうに割り当てたほうがいいのではないかと印象を持ったんですが、もうできてしまっているものは仕方がないということではあるかと思えます。かなりコスト削減するというのも、ありとあらゆるところに既に手を打たれている印象で、なかなか厳しいかな。常にボランティアの方のほうの善意に頼っているという状況で、恐らく人件費というのも満額は出ていない、コストの償還と申しますか、払い戻しも完全には恐らくできていないというような状況だろうというふうに理解しております。

その中で、しかも1者応札が続いていて、競争入札という仕組みではこれ以上のコストダウンは難しいという状況かと思えますので、例えば、これ、6割を超えるのは自然環境研究センターさんですよ。ですから、これ、支出で出て行っても、御センター以外で出ているところは4割を切っている、数割であって、圧倒的の大部分は、この財団のほうに出ていると。

この財団さんの正味財産増減計算書を拝見すると、全体で十数億、16億かな、ぐらいの事業のところですが、これ、1億3,000万円出て、その1割弱、7%、8%。これの中身を連結してみ

ないと事業の全体像が見えないということでありまして、その中身は大体把握されていますか。この事業についてエレメントがないので、例えば人件費がどれくらいであるとか、設備費がどれくらいであるとか、交通費がどれくらいであるとか。

○鎌形官房長 出ますか、お答えください。

○説明者 それぞれの個別の事業ごとに分解。

○太田委員 そんなに細かい数字、正確な数字ということではなくて、ざっくり、やはり人件費が多いとかですね、そういうイメージを……。

○説明者 レビューシートでまいりますと、後ろのほうに費目・使途の項目がありまして、すみません、ページ番号を書いていなくて恐縮なんですけど、Aの自然環境研究センターというところで会議費が1,400万で、打ち合わせ、現地調査、データ入力、システム保守管理等が約700万、打ち合わせ、現地調査の600万、消耗品等が700万弱というような形になっておりまして、やはり検討委員を回すとか、あと、現地の謝金等、そういったところはかなり割かれているという状況だと思います。全般的にどの事業も同じような構造で実施をしていると思っております。

○太田委員 そうすると、諸謝金なので実態としては人件費というか、完全にカバーできていない人件費の一部というのか。

○説明者 そのとおりだと思います。

○太田委員 ことなんですね。そうすると、ここも、もうこれ以上のコストダウンというのはなかなか厳しいですね。

最初に私が伺ったときに思ったのは、これ以上もしずるとすれば、1者応札という状況は変わりそうにないので、例えば防衛調達と同じように、原価の監査を入れてそこで契約上のコストを下げていくというようなことを考えたんですけども、諸謝金のほうはなかなか難しい。とすると、オペレーションのコストのほうの削減がこれ以上難しいとすると、逆に立派な箱物のほうを利用した別事業の収入を図ると。例えば展示等をされているところで入場料をとってこちらの経費に回るとかですね、それが国の組織として妥当かどうかというのは別に議論があるかとは思いますが、何かほかの形で回すということは考えられないのかなということですけれど。

支出の削減はかなり限界までされているという印象ですね。

○鎌形官房長 答えられる範囲で教えてください。

○説明者 私が答えていいのかというのはあれですけど、今、我々のやはりまだ努力も足りな

い部分はあるんですが、大体今年間、うちのセンター、1.5万人が訪れていただいています。その目的としては、観光客の方、土・日を中心に多いんですけど、平日は学校の団体見学というのが週に何回か入って、それが冬を除く期間、来ていただいているような状況でございます。

なかなかお金をとるといのは、そのとるための仕組みをまた法律等で決めていかないといけない部分があると思うので難しい部分はあると思うんですけども、どれだけその効果が得られるかという点で、やはりまだ展示が、御覧いただきましたけれども、やはり案内をちゃんとするであるとか、より外国人に対応するであるとか、各種幾つかやることがあるので、そこにはやはりかなりのまた投入をしていかなきゃいけないので、そのバランスの中でやるのが妥当かというのは議論していかなきゃいけないと思っています。

ただし、インバウンドを獲得するための重要施設みたいなものが今年定められまして、その100施設の一つにはうちのセンターはなっておりますので、そういった中でちょっとできる取組、見せるためのいい取組というものができるかなとは考えておりますが、ちょっとなかなかすぐには難しいかもしれないです。

○太田委員 何か印象として、これ、やらないといけない事業ですし、コスト削減の方向で行ってあまり余白が大きくないという印象でして、そうすると、収益というかレベニューを上げる方向に行くしかないかなということで、法的に公的なものがどれぐらいできるかわかりませんが、例えば、これ、コンテンツとしてはかなり強力ですよ。一般のファンの方が多いということで、まず、入場料をとるとい方向と、あと、もう一つは、環境アセスメント方面の業者といいますか、企業から一定の料金をいただいて、それを事業費に回すであるとか、あるいは、何でしょうね。データベース利用料みたいな、国のこれ、税金でつくったものの利用料をとっていいのかどうかわかりませんが、研究者のほうから研究費を少し分けていただくとか、何かそういう方策を考えるのが現実的というか、建設的な方向かなというふうに思いまして、何かそういうことを検討されたり、今後やろうとした場合には、こういう法律が障害になるとか、何かそういうことがあればお伺いしたいんですが。

○説明者 入場料の場合、公的施設として無料でやってきていますので、少しいろいろな各種法令規制等の整備というのが必要だと思っております。

あと、調査関係のデータのダウンロードで申し上げると、少し、昨日、実は計算してきたんですが、大体3割、4割がそういった調査関係でダウンロードされてはいます。ただし、今まで無料で提供して、アセス等も迅速化する点で、我々はもうお手伝いしますというようところで整備してきた面もございますので、なかなか、これをいきなり有料にすると、利用率も下が

るし、アクセスビリティも金も含めて悪くなるという話になるのは、今までやってきた精神からいくと、少しマイナス、後退な部分も出てきてしまうので、できる限り、我々としては最新の情報を無料でわかりやすくいうところを優先してやっていきたいという気持ちは、まだ持っております。

ただし、議論の中で、こういった議論もということであれば、検討はしていかなざるを得ない状況にはあるというのは認識しております。

○会計課長 すみません、ちょっと補足をさせていただきますと、国の施設でございますので、入場料を取るなどについては、取った場合でも、その収益はモニタリングにダイレクトに行くというふうな形にはなっておりませんし、そういう意味でデータベースの利用料なども、すぐ成果に、予算に反映できるという形にはならないかと思いますが、長期的にどういうふうに皆さんに還元していくかみたいなのも踏まえて、また検討は何らかの形では……。

○太田委員 それは、むしろ何らかの形で法人化してしまえば可能になるということですよ。要するに、特定財源にできないということですよ。活動に回せるようにするには、レベニューと費用の間のマッチングができればいいので、むしろ一般の財団法人がいいのか独法がいいのか、いろんな形はあろうかと思いますが、この生物多様性の中での財布ができればいいということですかね。

○会計課長 そうですね。ただ、生物多様性保全の中での施策の位置づけみたいなものがありまして、国の生物多様性保全の中のかなり基礎的な部分でございますので、主体として国がやるのが妥当だという判断のもとにやっております。

○太田委員 ありがとうございます。

○鎌形官房長 それでは、小林委員、お願いします。

○小林委員 奥委員と、今、太田委員の言われたことにも関連するんですが、センター長の御説明にもありましたけれども、100年観測する必要が、いや、私もそのとおりだと思います。そうすると、長期的に、例えば、こういうボランティア頼りでいいんですと。ボランティアのこういうのが好きな人がいて、世の中善意の人がいっぱい、いつの時代も出てくるんです、だから大丈夫なんですというのであれば、この仕組みでいいんでしょうけれども、こういうのって生物多様性でブームになっているときとそうじゃないときと当然あると思うんですよ。そのときに、長期的にこの事業をどう続けていくのかというのは考えておかないと、予算が消えたら終わりといったら、逆に意味がないわけですね、学術的に。だから、その辺の、先ほど言われた開花時期が違うとか、そういう成果が出て、国民にわかりやすく、派手なといった言葉

は語弊がありますけれども、アピールできるような成果ばかりが出てくるわけではないわけですね、いつの時代も。そうしたら、往々にして、こんなの何の役に立っているんだという話に巻き込まれる可能性も多分あると思うんです。長期的観測が必要なんだけれども。そういう何か長期的にこれを継続するという仕組み、多分、それが奥委員や、今、太田委員が言われたことだと思うんですけれども、それは何か環境省さんのほうで考えておかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その辺、何かあるんでしょうか。

○鎌形官房長 お願いします。

○説明者 ありがとうございます。まず、生物系の調査を担う人材というのは、極めて、今、減っているというのが答えです。そういった点では、実は以前のほかの調査ですと、大学の先生方といいますか、地元のセミプロのような研究者の方々に調査をお願いしてやっていたんですが、かなり、今、それが難しい状況になってきている。

そういった中で、一つはコンサルタントの皆さんに業務として発注していくという方法はあるんですが、前、少し御説明したように、かなりこれ以上のお金を要するという点、あと、実は国柄も考慮しなければいけませんけれども、イギリスなどは鳥類調査というのは市民ボランティアで成り立っているような部分もあるというようなところもあって、そういったことを勘案していくと、ボランティアでの実施体制というのも一つの柱としてやっぱり立てていくということが大事じゃないかということで、今、このモニタリングサイト1000では、ボランティアによる調査というものも入れ込んでおります。

ただし、ただ単にお願いして「やってください」と言っても、やってもらえるものではないと思っていますので、そういった点では、調査結果のフィードバックですとか、あと、研修会等も実施等は実はしておるんですけれども、そういったフォローアップ、参加してくれるような仕組み、インセンティブづくりというようなものをあわせてやっていく。そういったことによって、こういったボランティアの体制というものも続けていく。そういったことがだんだん大きくなっていければ、我々の関わっていく部分、最低限やはりやっていかなきゃいけないと思っていますんですが、削れる部分はもしかすると出てくるかもしれないということで、一応考えて、今、毎年毎年お願いをしながら実施しているような状況ではあります。

○鎌形官房長 小林委員、よろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○鎌形官房長 それでは、野口先生、お願いします。

○野口委員 どうもありがとうございます。私もこの前、事前説明を受けてから、モニタリン

グサイト1000を一生懸命、すごいマニアックに朝晩見ておまして、非常に素晴らしいサイトだと思います。

金がかかることばかり、私、申し上げて申し訳ないんですが、例えば、今、英文のサイトがないんですよね。それをつくられる予定とかはありますでしょうか。

○説明者 システム系の予算は実は持ってはいて、そういう中で対応したいとは考えておりますが、今やるべきかとかというプライオリティを考えていくと、なかなか予算化できにくく、実現に至っていないというのが事実です。

○野口委員 非常にデータが貴重ですし、国際的に見ても、日本というのはすごく自然が多様な地域ですので、非常に有益な情報源であると思うので、是非、英語のホームページをつくられるといいなと思います。

あと、先ほど、太田委員が言ったことと本当に私、同じようなことを考えていて、実はアメリカの例えば医療系の国の機関というのは膨大なレセプトデータを集めて、それについて10人ぐらいで、ph.Dとか博士課程の人間を張りつけて、データを整備するというかわりに自由に使わせて論文を書かせる。そのためには要するにデータを売っているわけです。その資金は特定財源として、擁するデータ整備、あるいは国の資料、そういった保健行政に対する資料をつくるのに役立てていると。

こうしたスキームを将来的には、環境省さんだけではなくて、特に厚生労働省とかも含めてやはり考えていくべきじゃないかというのは非常に思います。博士の学生にデータという機会を与えて、それと同時にお金を取って、ある程度、データ整備の継続性を保つというようなことは必要だと思います。

あと、もう一つは、さっきのなかなか成果、学術論文とかの成果をフォローアップしにくいということだったので、これはお金を取るということじゃないんですが、データを例えばダウンロードするときに、1ページつけて、例えば登録をさせる。例えば氏名と所属と連絡先、そこに、本サイトの情報を学術論文とか記事にした場合は差し支えなければセンターまで御連絡くださいと。許諾を受けて、そういった成果、学術論文とか、そういったもののいわゆる要約をつくって、ホームページでどんどん紹介していくとか、そういった工夫をされると、割とフォローアップできるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌形官房長 提案が幾つかございましたが、お答え願います。

○説明者 先ほどの続きの英文サイトは、少し、できるところからかもしれませんが、努力をさせていただきたいと思います。

あと、アメリカの医療系のレセプトデータを解析して、それを提供していくという話ですが、なかなか、まだ国の組織の一部ですので、やっていきたいですと私から言いにくいところがありますけれども、今年の実は自然環境局の重点の中でも議論していましたけれども、やはり、EBPMみたいなことを意識して、より政策分析みたいなことをやっていくべきだという議論は中ではさせていただいております。だから、そういったものを、別組織をつかってデータを提供するというのはかなりハードルは高いんですが、そういったデータをわかりやすく解析して出すというようなところは、研究者の皆さんと連携してできていく部分というのは、まだ残っていると思うので、是非、引き続き検討を進めていければなと考えております。

あと、アンケートではないですが、フォローアップの方法に関してですけれども、今、実は生データのダウンロードに関しては、簡単なアンケートをしてもらっていて、あと、載せたら報告してくださいというのは、ちょっと書いてはあるんですけども、アンケートは書いていただいているんですが、最後の成果物まで送ってもらえていないというところが現実問題としてございます。

ただし、今、先生からお話があったように、成果をうちでも紹介させていただくとか、そういったところはまだできていない部分ですので、研究者の皆さんにも御意見を広くいただいて、どんな形でやると、もう少し我々がフォローアップできるかというのは、前向きにできることを探していきたいと思います。

○野口委員 あと、もう1点なんですけど、研究者、私も含めてなんですけれども、社会科学でもすごく使えるデータだと思うんです、いろんな自然実験みたいな感じで。ですので、これは恒久的なお金ではないんですが、科研費とか、厚生労働省の政策費だとか、そういった国の競争的資金で外部の先生とプロジェクトを共同でやるみたいなことをお考えになることは可能でしょうか。

○説明者 他省庁の予算なので、あと、科研費はやはり環境省自らというよりは、研究者の方ですとか、そういった方々にアプライしてもらわないといけませんので、その辺、御相談だと思います。ただし環境省内部では環境研究総合推進費については利用させていただいて、例えば最新技術であるとか、東南アジアのデータなんかはとるような金に使っていただいていますので、積極的に我々としても行政ニーズで出すとか、そういったことで、いろいろなほかの予算を使うような取組というか、サポートというのは、是非していきたいなと思っております。

○鎌形官房長 よろしいでしょうか。

それでは、上村委員ですね。

あと、コメントシートを大体書いていただいていると思いますが、よろしくお願いいたします。

○上村委員 今まではデータをずっと収集して、それを公開してということなんですけれども、活用を促す仕組みというのが今後はすごく大事だなと思っています。なので、パワーポイントの資料にもあったように、企業がどう使っているかとか、あと、自治体さんが使っている状況が皆さんは把握されてきたということなんですけど、特に自治体なんていうのは、横並びで動くのが非常に多い組織なので、例えば、この件で、こういうことをやっているよということ言ったら、多分、隣の県でもやりたいなと思うことが結構出てくると思うので、是非、どんどん積極的にこういう使い方がありますよと紹介をしていただくと、かなり使っていただけるんじゃないかなと思います。是非、PRをしていただきたい、これが1点目です。これはただのコメントです。

あと、先ほどの太田委員と野口委員からもありましたけれども、収入を増やすというのは、すごく大事だなと思うんですけれども、例えば、これって寄附を増やすとか、クラウドでお金を集めるとかというのは可能なんですかね。ほとんど思いつきベースなんですけれども。例えば、このデータについて、ちょっとお金が足りないとか、それでみんなで集めようということなんかできるのかなと思ったりするんですが、ただ、国の機関だから難しいのかもしれませんが。労働をボランティアでやっているんですけど、お金は持っているんだけど、ボランティアには行けないという人もたくさんいると思うんです。そういう人たちに何かアクセスできるような仕組みというのは考えてもいいんじゃないかなとは思っています。

以上です。

○会計課長 御指摘、ありがとうございます。収入を増やすという観点で、今、おっしゃったような寄附を受けるということについては、国自らがというのはなかなか、まだそういう制度がないかとは思いますが、ここにある委託先みたいなどころでありますと、逆に言うと、公益財団法人みたいなどころですと、寄附を受けるという仕組みはもちろんあって、そういうところはどう使えるのかとか、貴重な御指摘なので、環境省も今後生物多様性で皆さんが参加いただけるような仕組みをどういうふうな形でできればいいか、もうちょっと広い観点で、寄附を受けるというのも一つとして考えていきたいと思っています。

○鎌形官房長 太田委員。

○太田委員 収益化の話のいろんなブレインストーミングみたいになってきていますけれども、結構、私、会計学者としてディスクロージャー方面の話をしていますと、今、投資のテーマと

して、ESG投資というのがありまして、これは企業としては、こういう活動をしているということで、アニュアルレポートに書いたり、あるいは電力も再生可能エネルギーから使っているんだというようなアピールの余地がありまして、生物多様性を一つ、昔、オフセットというのが一時期ありましたけれども、そういった方面からの収入源を探るというのは、トータルで3億円の予算で回しているわけなので、うまく収益と費用のマッチングをつくる財布ができれば、国なので、一般会計のほうに入ってしまうと、対応関係がとれなくなるんですけども、特定財源というわけではない、何か法人化をすとか、別の財布をつくるかすれば、かなりの割合、これはカバーできるんじゃないかと思うんです。

場合によってはネーミングライツを売るとか、この事業のデータベースは、何とかかんとか株式会社データベースというふうにすれば、そこで何千万円であるとか入ってくるという要素はあると思うんですね。毎年毎年何千万円寄附してくればネーミングライツを維持できるという、これ工夫の余地はかなりある。コンテンツは相当強力ですので、いろいろ柔軟にして仕組みを、法人化も含めて考えられてはいいのではないかなというふうな印象を持ちました。

○鎌形官房長 ここは一つ御提案いただいているので、少しコメントをお願いします。

○説明者 ありがとうございます。

なかなか私の立場で法人化とかは言いにくいものはあるんですけども、ESG投資の話、今日は御説明できませんでしたが、企業のほうも先ほど申し上げたように、かなり参加することで社会貢献、環境貢献ということを言っていただきますので、より企業がメリットと感じていただけるような出し方、広報の仕方というのは工夫をしていけると思います。

それがオフセットとかネーミングライツ等々のアイデアをいただきましたけれども、ほかの生物多様性保全施策とセット、それは、例えば環境アセスメント等も含めてセットという形になると思いますので、ちょっとそこは今日いただいた意見をもとに、もう少し幅広にブレインストーミングをして、どんな施策があり得るのかというのを議論を始めるような形で、是非、進められればと思いました。

ありがとうございます。

○鎌形官房長 そろそろ時間も参ってまいりましたので、稲垣委員から取りまとめをお願いできればと思います。

○稲垣委員 ボードを見ていただくとわかりますように、全員が一部改善であります。

その中で、やはり議論になったのは、今、ものすごく予算を削ってでも一生懸命やっておられる。将来的にこういう事業が継続してできるような仕組み、それはお金を取るとか寄附だと

か、いろいろあると思いますけれども、そういう仕組みというのはやはりセンターさんだけでやれと言っても難しいものですから、国全体で少し考える必要があるんじゃないかなということ。

これだけ貴重なデータですので、やはりアウトカムで、どういうところで、学会とか、これが使われているよというようなことを明確にするようなアウトカム、そういうものが必要ですし、それをまたいろいろな形でPRしていくということが必要じゃないかな。

それと、先ほどの継続できる仕組みの中には、人材の確保、こういうことも含めて検討するというような御意見が多かったと思いますが、よろしいですか、それで。そういうようなことです。

○鎌形官房長 ありがとうございます。将来的に継続していくような仕組みをしっかりとすること、人材確保も含めて、それから、アウトカムに関しましては、使われ方ということもはっきりさせていくというような御指摘をいただく中での事業内容の一部改善ということで整理いただきました。このようにさせていただきます。

ありがとうございます。

それでは、次に、事業番号3に行きますが、笹川政務官につきましては、別の公務のためにこれで退席させていただきます。

○笹川政務官 すみません。退席させていただきます。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

○鎌形官房長 それでは、次の、来ていますね。

すみません、時間がまだでして、次のメンバーがまだそろっていません。しばらくお待ちください。恐縮でございます。

それで、この回から奥委員、小林委員にかわりまして、関委員、新美委員にお加わりいただくということでございます。よろしくお願いいたします。

(説明者入れかえ)

○鎌形官房長 時間どおりに進めるというリクエストがあるようなものですから、5時ちょうどに始めたいと思います。恐縮でございます。

それでは、5時定刻になりましたので、事業番号3、環境金融の拡大に向けた利子補給事業を始めます。

担当部局から5分程度で事業概要の説明をお願いいたします。

○説明者 環境経済課でございます。

環境金融の拡大に向けた利子補給事業ということで、資料3-3で説明をさせていただきます。

こちらの事業は、パリ協定の目標に向けまして金融を通じて省エネですとか、再エネなどの事業に向かうお金の流れを太くするということが必要ですので、こうした中で平成25年度から実施しております。利子補給を通じて金融機関による環境金融の動きを促して、事業者による地球温暖化対策への設備投資を円滑化させていこうとするものでございます。

特に環境金融の広がりが十分でない地域金融機関への普及を目指しておりまして、今年度は15億7,000万ということになっております。

後ろにパワポがついておるかと思えますけれども、そちらの3ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらの事業の利子補給が受けられる融資は、3年以内にCO₂排出量3%削減などを誓約した事業者が行う温暖化対策投資への環境配慮型融資、それと低酸素化プロジェクト、再エネなどがございますけれども、そういったものへの環境リスク調査融資です。利子補給率は環境配慮融資につきましては年利1%以内、環境リスク調査融資につきましては1.5%以内で、適用される利率につきましては、次のページのとおりでございますけれども、交付規定で、本事業開始前の融資率と同じと同じであることを求めているところでございます。

次、6ページ目を御覧ください。そもそも、じゃあ、環境配慮型融資はどういうものなのかというものでございます。融資先企業の環境経営の取組などを評価しまして、それを考慮して融資の際の金利を決めるというものでございます。

環境リスク調査融資につきましては、次のページを御覧ください。

金融機関が事業者プロジェクトに伴う環境リスクの調査などを求め、その内容をレビューして、取組の実施をフォローアップしていくというものでございます。

どちらのタイプの融資につきましても、金融機関にとっては追加の手間というものがかかるということになります。一方で、こうした形での融資というのは、金融機関にとっては、右側に書いてございますけれども、取引先とのリレーションの強化といったものがございます。また、事業者にとっては、次の8ページのとおりでございますが、環境配慮型融資を利用した企業の約6割が環境取組を評価されて低利融資を受けていたりですとか、あるいは、9ページになりますけれども、自社のホームページでその評価をアピールして、格付評価が企業価値の向上につながったりといったようなもの、あるいは、環境リスク調査であれば、地域との環境紛争が解消されて、当該プロジェクトへの円滑な実施が図られると、そういったメリットがあるというものでございます。

利子補給によりまして、こういった事業者にとって魅力的な融資の提供が可能になるということは、金融機関が追加的なコストはあるけれども、そういったものの対応が必要な環境金融、そういったもののメリットを経験する動機づけになるのではないということで、こういった事業を展開しているところでございます。

次の10ページを御覧ください。

事業者温暖化対策への投資を促す施策としては、省エネに係る税制や補助金などがございます。しかし、単なる事業者支援ではなくて、金融機関の個別案件での環境金融の知見の蓄積を後押しするということにつきましては、本事業の形で利子補給を行うということで、初めて可能になるものではないかというふうに考えているところでございます。

11ページ以降で、若干、アウトカムについての御紹介をさせていただきます。

本事業のアウトカムにつきましては、CO₂削減効果に関しましては、環境配慮型融資については誓約を達成した事業者の累積指数、こちらを指標としておりまして、130者の目標に対して29年度の達成度は40%程度となっております。

11ページのとおりでございますけれども、採択年度から2年以上たった排出量データというのが必要になりますため、CO₂排出量での削減効果ということは示せないのですが、たまたま把握できました1者を見ますと、売上高が増加する傾向にある一方で、採択年度のCO₂排出量は差分で5%以上削減されているといったようなものも見られております。

また、環境リスク調査融資についてのCO₂削減効果でございますけれども、33年度のCO₂削減量は82万トン程度の目標、こちらに対しまして、29年度は15万トン程度というものになっております。

12ページでございますけれども、近年、再エネプロジェクトの投資額が増加しております。非アセス案件へのプロジェクトの円滑な実施、あるいは、CO₂の削減といったようなものが、こういった融資を進めることで期待されるのではないかと考えております。

それから、三つ目のアウトカムとしまして、環境金融への普及といったところに注目したものを示しております。本事業の二つの融資に取り組む地域金融機関の割合というものを指標としまして、33年度に30%程度の目標に対しまして、29年度の実績10%ということになっております。

本事業自体の満足度としましては、次の13ページにありますとおり、金融機関の半数以上から本事業を通じて環境配慮の取組が促進されたとの回答がございまして、環境関連商品の開発ですとか、融資先への環境セミナーの実施など、具体的な取組も見られるようになっておりま

す。

また、次の14ページにありますとおり、資金面で設備導入をためらう事業者に導入を促すツールとなったというような声もありますし、本事業に参加の金融機関の8割以上から低金利状況下においても、こういった利子補給は有効だといった回答をいただいているところでございます。

一方で、次のページを御覧ください。左側の棒グラフにございますとおり、環境配慮型融資に関しまして、本事業を活用する地域金融機関が一部にとどまっております。これを受けまして、本年度からシンジケートローンでの知見共有の強化、相對融資の創設、あるいは、未実施機関を巻き込んだシンジケートローンへのインセンティブ付けなどの見直しを行っているところでございます。

最後、温暖化対策関係の横断的な施策に係るアウトカムとしまして、CO₂トン当たりの削減コストというものを指標として目標設定しています。表のレビューシートの裏側の下のほうになりますけれども……。

○鎌形官房長 そろそろ時間オーバーしかけておりますので締めてください。

○説明者 CO₂トン当たりの削減コストを指標として目標にしております。こちらについては、いろいろな平成24年度までの事業といったものも含まれておりますので、そういった部分についての適切な算出といったものを今後していきたいと思っております。

また、アウトプットについては、環境配慮型融資について、29年度の活動実績の見込みと乖離しているといったようなことがございます。

そういったことも踏まえまして、事業の有効性に関する点検評価につきましては、成果実績、それから活動実績に対しては三角（△）という形で評価をしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○鎌形官房長 それでは、本事業の論点について説明いたします。

○会計課長 それでは、環境金融の拡大に向けた利子補給事業の論点は2点でございます。同じくカバーシートの次のページに論点について載せております。

1点目が、本事業を構成しております環境配慮型融資促進利子補給事業及び環境リスク調査融資促進利子補給事業は、二酸化炭素削減、環境金融の拡大に向けて有効であるかという点でございます。2点目が、成果指標は適切かという点でございます。

以上でございます。

○鎌形官房長 それでは、御発言のある方は名札を立てていただきます。

計上していくというものがございますので、できるだけ同じ予算額の中で新規採択を増やしていけたらという観点において、ある程度、執行率を現段階においては余裕を持たせておいて、最終的に100%という形で持っていきたいと思っています。それが大体、今、33年度には、そういった形で、大体100%に近い形で執行率を完全にできるのではないかという観点で6割程度、7割程度といったような形にしているところでございます、

その上で、中小企業向けが多くなることによってというところでございますけれども、レビューシートの下から二つ目のところが25年度以降に採択した案件についての単位当たりコストということで、おっしゃるとおり、年々累積して上がっているというところでございますけれども、こちらは、今、30年度見込みは、こういう形になってしまっていますけれども、実際の執行とかを考えた場合には、今後、ある程度下がっていくということで、33年度においては1.3万円程度になってくるのではないかと言うふうに、今、見通しているところでございます。

○上村委員 すみません、1.3万円というのは、どの数字ですか。今、2枚目のレビューシートを見えています。

○説明者 今、2枚目のレビューシートで、仮にですけれども、アウトカムのところでも——ごめんなさい、1.3ではございませんでした、1.8でございました。アウトカムのところの目標最終年度、今、2,100円になっておりますけれども、これを仮に25年度以降の採択案件だけで目標設定するとなると、1.8万円程度になるのではないかという試算を、今、しているところでございます。

○上村委員 1.8万円って、これ2,100円に比べて1.8万円ですか。

○説明者 2,100円というのは、24年以前に採択したもの、結局、CO₂排出量が多い、ある意味、大規模なものに対しての融資も含めたものとして入っておりますので、それを除いた形で、25年度の、ある意味、排出量の小さ目なもの、相対的に小さ目のものだけをまとめて集計した形になると、それぐらいになるということでございます。

○上村委員 すみません、ちょっと1.8万円の意味が全然わからないんですけど、1.8万円とこの2,100円の関係性というのは、どういうことになるんですか。

○説明者 そういう意味で、今の2,100円というのは、下の単位当たりコストで言いますと、下から二つ目と三つ目のものを全部まとめてひっくるめて。

○上村委員 今、見ているのは、アウトカムのところの……。

○説明者 アウトカムでございます。で、そのベースになっているのが、単位当たりコストというのが一番左の欄にありますけれども、その下から二つ目の単位当たりコスト、25年度以

降のものと、下から三つ目の単位当たりコスト、24年度までの案件についてのものがございます。

○上村委員 わかりました。これも、でも、増えていますよね。

○説明者 増えています。

○上村委員 増えていますね。だから、増えているということは……。

○説明者 増えています。最終的には、33年度には、すみません、要は下から二つ目のものをベースにしたときには、今よりは少し減るという形になります。

○上村委員 少し減る。すみません、単位当たりコストじゃなくて、アウトカムで考えて2,100円をターゲットにしているわけですよね。

○説明者 今はそうです。

○上村委員 基本的に。2,100円をターゲットにしたときに、現状、29年度は3,484円ということですよね。

○説明者 はい、そうです。

○上村委員 これは今後、2,100円まで下がってくるということですか。

○説明者 そこまでは下らない。要は、そこは24年度案件がなくなりますので、上がってくるというふうに思っています。

○上村委員 あと、最後、現地視察の件です。

○説明者 補助金と税制の関係でございますけれども、税制は、たしか今年度から連携する事業だとかを中心に、ある意味、高度な省エネの取組をしているということで、そこについて重複の可能性があるのでないかという指摘は、ごもっともだと思っています。

そこはしっかりきちんとデマケを図っていく必要があるのかなと思っておりますが、他方で、我々の利子補給の目的として、やはり環境金融の拡大というところがございます。それは税制によって何か対応していくということは、なかなか難しいところだと思いますので、そういった意味で、こういった利子補給を通じて金融機関に対しての働きかけを促していくといったところについての効果というのは、しっかりと我々としては残していきたいというふうには思っているところでございます。

○鎌形官房長 あと、もう1点、御視察されたときに、設備投資との因果関係というか、このお金が促進材料になったのかどうかと、この辺の御質問についてお答えください。

○説明者 その部分は、これをどういうきっかけで知ったのかということと非常に密接に関係してくると思いますので、なるべくそういった部分については、案件採択のときにきちん

と確認をしていく工夫はしていきたいと思いますが、その中でしっかりと執行はしていきたいと思っております。

○鎌形官房長 それでは、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 今、上村先生がおっしゃったことと同じ指摘で、恐らくこれは融資を決めた後に、こういう制度があるからちょっと金利が安くなるよということで選ばれることが多いんだろうと思います。

これによってCO₂が削減されたというところは、当然過大評価になるので、本当の成果目標というところをどれぐらい詰めるかというところがありますね。大切かと。

御省、普通1万円だとCO₂、1トン当たり1万円だと安い、2万円だと高いかなというような相場観だと思いますので、初期のほうの592円か、592円というのは破格に安いということは、多分、計算が妥当ではないのだろうというふうに思われます。

例えば、設備投資をすることによって、新しい設備に入れかわることで、効率がよくなって、エネルギー効率がよくなった分、電気代が安くなって、CO₂が削減されるというような連鎖が恐らくはあるんだと思いますが、普通に更新するだけで下がるであろう部分というのは、この政策の効果ではないですね。

○説明者 普通、そういうことだと思います。

○太田委員 そうですね。この政策があることで追加的にどれぐらい新しい設備にかわったかという。

○説明者 その部分は、個別のものについて把握しているわけではございませんけれども、あくまでも我々の事業の仕組みとして、3年間で、とにかく企業全体で3%削減してくださいと、そういう約束がある人たちに対して、約束を守ってもらえる人たちに対して、この利子補給を提供しますというものですので、3%削減しますという部分においては、ある意味、事業者の努力をしっかりと促しているということになっていると思っております。

○太田委員 その3%はどれぐらいバインドしている、バインドしているというのは、要するに誓約になっているのか。つまり、企業は普通に設備投資をして、新しくしていて、大抵の企業は3%ぐらい下がっているのであれば、3%下がるための投資をしてくださいというのは、全然誓約にならないんですよね。というか、実際にはCO₂の排出量は増えている会社に減らすようお願いするとか、1%しか減らしていないところに3%以上というふうをお願いするのとかという、その辺の精査というのはされないんですか。

○説明者 我々のほうで特にそこまでの精査はしておりませんが、ある意味、環境格付

融資という形の中で、金融機関にそういった評価をしてもらって、格付がいいところであれば、そういった形の低利融資をしていくということになりますし、格付をした結果として、あまり芳しいものではないというところにおいては、それをベースにして、また、金融機関のほうから働きかけをしていくというサイクルはできてくると思いますので、そういったところの中で企業の取組というものを促していくということが、ある意味、公が関与しない部分において、しっかりとやっていただけるようになるのではないかとこのように思っているところです。

○太田委員 そうですね、3%削減というのは、もともとするつもりであった、もしくは設備投資をすると機械の効率がよくなって、自動的に3%ぐらい下がってしまうという融資案件を考えていて、この制度を知る前から設備投資をするつもりだったという状況において、これは単純に金利が下がるということですから、企業としては利息の支払いが安く上がった。銀行としては、貸し倒れリスクに応じた金利を取らなくても、税金のほうから補填されるということで、受益者はその企業と金融機関ということになるかと思いますが、CO₂削減ということには本質的に貢献しないという政策になる部分があるわけですね、全部そうかどうかわかりませんが。

とすると、その効果のないはずの部分が全部成果指標に丸々カウントされてしまうので、成果指標が過大評価となるという状況かと思いますが。

○説明者 すみません、そのCO₂が3%削減という部分においては、ある意味、その動機がどうであれ、古いものから新しいものにかえるということにおいて、その部分において3%、しっかり削減するという事実は発生するわけなので、その部分に対して、我々としてしっかりと応援をしていくということにおいて、この利子補給は機能しておりますし、そういった環境金融を進めていくという部分においては、金融機関に対してのある意味、インセンティブになるということで、我々としてはやっているところでございます。

○太田委員 ちょっと環境金融の話は置いておきたいんですけども、応援になっていないんじゃないですか。応援しなくても実現されているものですよ。それに対して追加的にこの費用が入ると、企業は利息が安くなり、金融機関としては利息を高く上げなくても借りてくれて、その部分の利息は取れるということになるので、税金で企業と金融機関の利益を補填しているだけで、CO₂削減には貢献しない、全部がしていないというわけじゃないです、していない部分があるのではないかと。

○説明者 そういう意味において、企業が我々の利子補給がなくても、どこかから融資を引っ張り出してきて、設備投資をしたかどうかということについて、我々は知るすべがないので、

そこについては、少なくとも、そういうこともあり得るかもしれないとは思いますが、他方で、アンケートで、ある意味、利子補給という支援方法がCO₂削減の促進において有効と考えるかというアンケートをとったときに、まさにCO₂削減効果の高い設備の導入というのは、資金面でなかなか中小事業者にとっては、導入をためらうものであると。そういったものに対して、こういった後押しをしてもらうことで、金融機関として、そういった導入を働きかけていくということは、非常にこの事業としてありがたい、有効であるというふうな声は聞こえてきておりますので、その部分においては……。

○太田委員 ちょっと待ってください。アンケートで、企業は受益者で、金融機関も受益者ですよ。これは有効でしたかといったら、基本、100%有効であるという回答が返ってきてしかるべき状況なので、アンケートで有効だという声が多かったというのは、政策の効果の論証には全くならないと思います。

問題は、これがCO₂削減に有効だったケースが10%なのか90%なのかによって、全然判断が違ってくるわけで、今のところ、10なのか90なのか、パーセントの割合は全然わからない。としたら、このまま、普通やったとしたら1%しか削減しない投資をするはずなのに、この融資を受けるために3%削減するものに、例えば、環境負荷の低い設備に替えたとか、あるいは、この制度がなければ融資が行われなかったと、そういうものに限って成果にカウントすべきではないですか。つまり、この誓約条件がバインドしていないものについては、この政策がなくても達成できたCO₂削減ですよ。

○説明者 繰り返しになりますけれども、その部分について、今の段階で、我々として見える部分ではないので、どういう形で、ある意味、その部分を明確にするのかというのは、一つ検討課題としてあるかと思っておりますけれども、いずれにしても、繰り返しになりますけれども、中小企業にとって温暖化対策に取り組むのに費用面が問題であって、なかなか積極的に自分たちでやろうとしないというのは、別にアンケートではなくて、中小企業の声として実際挙がってきているものでございますので、そういったものに対して、しっかりと民間のお金も含めてお金を流していくということを、この利子補給の中でやっていくということは、これからもやっていかなければいけないことなのかなというふうに思っております。

○鎌形官房長 ありがとうございます

次は関委員、お願いいたします。

○関委員 ありがとうございます。

私は、お話を聞いていて、これは地域金融機関ですか、その先にある地域の企業ですか、

そういうところまで環境配慮行動を広げるという狙いだと思うんですね。そう考えたときに、果たして、これはインパクトの大きさというのはどうなんだろうかと。数字の説明を伺っていて、その辺がもう一つ掴めないんですけれども、私の実感というか、感覚としては、要するに、インパクトというのは、対象の件数の多さと数と、それから1件当たりのCO₂の削減効果の大きさと、掛け算で面積になると思うんですけれども、例えば、CO₂の削減といっても、せいぜい3%とか5%とかという、これは長期的な2℃目標のことを考えて、極めて短期的な割と短い小さな削減の目標数値だと思うんです。

一方で、件数のほうも地域金融機関のうち、これは多分第一地銀、第二地銀の合計だと思うんですけれども、105行のうち3割が実施すればそれでいいだろうと。そうすると、一金融機関当たり1件でもそれがあつたら実績になるというようなことなのかなんか。

そうすると、件数においても極めて不十分というか中途半端じゃないかなと。だから、この制度として、全体として環境金融、あるいは環境配慮行動の裾野を中小企業まで広げるということ考えた場合には、極めてインパクトとしては、面積としては限定的になるんじゃないかなという印象を持つんですけど、そこはいかがでしょうか。

○説明者 その3%、5%が小さいものかどうかというところにおいては、産業界全体の傾向からして、今、横ばいという中で、やはり、3%、5%という数字はそれなりに意味があるのかなと思っています。もちろん、中期・長期の大幅削減というところに向けての意味においては、おっしゃるとおりのところはあろうかと思えます。

件数の部分でございましてけれども、確かに件数としてあまりインパクトがないんじゃないか、この程度ではというのは、わからないではないんですけれども、他方で、ある意味で、利子補給を受けて、環境配慮型融資なら環境配慮型融資の経験を積みましたと。経験を積んだ結果として、自分たちの銀行の身の丈に合った、ある意味、環境配慮型融資というものを自分たちの力でやっていくということにつながっていくのであれば、そこから先、ある意味、我々がお金を入れない世界でどんどんそういった環境配慮型融資なりが行われ、温暖化対策の導入というものが進んでいくというふうに思っておりますので、ここの部分の面積は確かに小さいかもしれないけれども、波及効果はどれだけ、じゃああるんだと言われても、なかなか我々としてカウントできないというのはつらいところではございますが、波及効果は確実にあるのかなというふうには思っているところでございます。

○関委員 そうすると、呼び水みたいなもので、これでぐっと裾野が広がるということであれば、それが本当の狙いだったら、その波及効果がどれだけあつたかということもきちんと測定

して、成果目標をつくってしかるべきではないかなというふうに思うんです。

だから、呼び水を打ったということによしとするのであれば、確かにそういう組み立てでいいのかもしれませんが、どうも、その辺りが本当のインパクトの大きさということまで考えるんだっただらば、そういうふうに考えていくと、もしかしたら、利子補給という手法自体が生むインパクトとの関係で言えば適切ではないかもしれないですね。ほかの手法、金融手法だけじゃなくて、いろんな政策手法があると思うんですけど、それと比べて、1トン当たりの削減コストというのは本当に十分説得力があるのかどうか。ちょっとその辺がまだ相変わらず疑問なんですけれども。

○説明者 そちら辺の評価については、これからもしっかりやっていかないといけないのかなと思います。御指摘はきちんと受け止めたいと思います。

○鎌形官房長 じゃあ、次、よろしいでしょうか。

それでは、稲垣委員、お願いします。

○稲垣委員 ありがとうございます。

今の関先生と同じ部分が多いですけど、これの目的は、冒頭、課長さんが言われたように、パリ協定のために云々という話があれば、もう少しこれの裾野を広げるといっても含めてやる必要がある。そのためには、例えば、アウトカムの中に地域金融機関の役割が3割とか、融資成果目標が28万トンだとかというようなことを書いてあるんですが、これの裾野を広げるためには、特に地域の金融機関を広げるためには、地方自治体との協力とか、そういうようなことも少し考えられないと、なかなか裾野は広がっていかないんじゃないかなという気がします。ですから、地方公共団体と連携して、何か融資制度を変えていくとかということも少し考えてほしいなということがお願いします。

それと、これはお聞きしたいですが、この前の勉強会でもお聞きしましたが、アウトカムの中で、CO₂削減誓約を行っている条件が130件というのがありますが、この融資を受けるのはみんなCO₂削減することになりますので、130件というアウトカムは意味がないので、もう一度見直されたほうがいいと思っておりますし、太田先生も言ってみえましたが、本当は融資をやらなくても、今まで黙っておったら0.8あったけれど、5.8まで下がったという例がありましたけれど、そういうものの評価というのを、もう少しできるといいと思いましたので、アウトカムの出した方とか成果の出し方を、再度検討してもらいたいと思います。

○説明者 ありがとうございます。

自治体との協力というか、連携につきましては、本当におっしゃるとおりでございます。別

の事業で自治体と地域の金融機関が連携して案件を発掘していく、そういったものためのキャパビル研修みたいなものを開催するといったような事業も展開しているところでした、そういったものも含めながら、全体として地域の金融機関と自治体、それから、まさに地域の事業者との三者の連携みたいなものを深めていく取組というのは、これからも進めていきたいと思っているところでございます。

それから、アウトカムの誓約件数のところは、本当に御指摘ももっともなところでございます。勉強会のときでも御指摘いただいておりますけれども、130という誓約、ある意味、当然達成しなければいけない130であって、そこを設定することの意味というのは、確かに問われてしかるべきだと思います。そこはきちんと見直していく必要があると思いますし、本当にやるべき融資と不必要な融資みたいなものをきちんと分けてお金を出していくという話についても、今、どういうやり方で考えられるか、私もすぐに頭には出てこないですけれども、いろいろなことは試行錯誤していきたいなというふうに思います。

○鎌形官房長 よろしいですか。

そうしたら、次は新美委員、お願いいたします。

○新美委員 ありがとうございます。

これまでの各委員の指摘と同じ線上にあるわけですが、本事業の狙いが二酸化炭素削減と環境金融の拡大ということで二つ挙がっているんですけれども、前者は先ほど来、答えにあるように、直接的なものじゃないはずなんです。結果としてそうなったと。その過程がどうなっているか、必ずしも当初の段階では見えないとおっしゃっているわけですから、それはそのとおりだろうと思うんです。

問題は、環境金融を拡大して、結果論として二酸化炭素の削減につなげたいというわけですが、この事業の中で環境金融の拡大というのは、どういう評価基準ではかっていらっしゃるのか、よくわからない。それは先ほど来あるように、利子補給によって何が得られたのか。その点の説明が必ずしも通常、我々にとってはよくわからないし、それから、最後になってきますと、これは呼び水であるという関委員の指摘から、そういうふうに捉えるならばわからないでもないと言いますが、そうだとすると、通常業務としての環境金融にどう移行していくのか。この事業の中でそういうプロセスが示されていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

○説明者 環境金融をどういう評価軸で、何を目指していくのかという御質問でございますけれども、おっしゃるとおり、ここの部分においては、アウトカムとして金融機関の数と、こう

いったタイプの融資に取り組む地域金融機関の数ということにしかなくて、ある意味、その部分の中身まで踏み込んだ形での指標にはなっていないという御指摘、問題意識ではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、そもそもの例えば温暖化対策にどれだけの資金が、今、我が国が必要で、そのために民間の資金がどれぐらい必要で、そのために金融からどれぐらいお金を導入していかなければいけないのかといったようなことを、なかなかデータとしてまとまったものがあるわけではございませんので、定量的にそういったことを示すのはなかなか難しいとは思いますが、いずれにしても、そういったお金を、環境対策に向けてお金の流れを太くしていくという部分をいかにして指標として示していくのかということについては、単に金融機関の数というだけではなくて、もう少し中身が見えるような、実質が見えるようなものとしてきちんと考えていくことは、これからいろいろやっていきたいなというふうに思います。

それから、呼び水という部分、要は出口戦略をどうするんだという話をおっしゃっているのかと思いますけれども、まさに、この3割というのは、ある意味、金融機関で3割やれば、ほかの金融機関もきちんと真似してやるようになるだろうと。金融機関として、環境基準にしっかりと取り組んでもらえるようになるのであれば、そこはもう国として、少なくとも予算的な措置として何かをやっていくという部分においての必要はないと思っておりますので、その部分において利子補給というのは、ある意味、役割を終えることになるのかなと。まさに民間の中でお金を回していくと、自立的にお金を回していくという方向で話が展開していくことになるのかなというふうには思っております。

○新美委員 今のは分かるんですけども、とすると、この事業の最後のサマライズをするとき、金融機関はどういうことをやったのかということについては評価されるのでしょうか。どういことを審査して、環境金融をやったのか、どの点に着目してやったのか。融資にはいろんなノウハウがあると思うんですけども、その辺について環境省としては、きちんとレビューできるかどうかという問題があると思うんですが。

○説明者 そういったところも含めて、きちんとレビューをした上で、ある意味、事業としての成果というものはきちんと見極めていかないといけないと思っています。

○鎌形官房長 よろしいですか。

それでは、野口委員、お願いいたします。

○野口委員 御説明ありがとうございました。

皆さんがおっしゃったことと関係しているんですけども、やはり、政策評価が非常に難し

いかなというふうに思っていて、二つ評価しなきゃいけないということがあって、まずは、今、先生方がおっしゃったように、金融機関の行動変容が起こっているかどうかということですよ。どの程度起こっているのか。もう一つは、実際、この事業のアウトカムとしてCO₂がどのくらい削減されているかという、この二つのアウトカムがあると思うんですが、まず、金融機関の行動変容については、パワーポイントの11ページの事例というのは、これはあくまでも成功例と言いますか、グッドケースだけであって、本当に政策自体が原因となってというか、きっかけとなって、これだけ、いわゆる効果があったのかということは、いわゆる失敗例とか比べないとわからないわけですね。さっきから皆さんがおっしゃっているように、自然にやっても、これは減ったものかもしれない。

そうなってくると、ある程度、まとまった情報というか、データベースが必要になってきて、このサジェスションは事前勉強会のときもさせていただいたんですけども、確かに機密情報が含まれているかもしれませんが、地方銀行ごとに、いわゆる事業内容、ある程度の事業内容、大枠の、あるいは、利子補給額とか、そういった事業所ごとのリストアップをつくる。その上で、各地方銀行が業務を行う地域ごとの特性なんかも統制して、何が、どういった要因がある地域で当該事業を促進し、また、どういった要因が逆に阻害要因となっているのかということについて、ある程度、まとまったデータで分析するということが必要じゃないか。これは一つ意見です。

もう一つは、CO₂の削減をどう削減するべきかということなんですが、これはある程度、機密の情報に触れざるを得ない。そうしないと、事業内容がわからないと、何が原因でどういったことが、先ほどから皆さんがおっしゃっているように、環境負荷の低い単に装置に替えたこと、それが大きく原因しているのかもしれない。だから、この政策がきっかけで環境負荷の低いものに替えたのであれば、それは政策の評価としてカウントできるでしょうけれども、初めからそういうプランが企業にあって、たまたまこれを使ったというものであれば、それはカウントできないことになる。ですので、その辺を精査して、細かい事業内容ごとの情報がどうしても必要になってくると。

あくまでもこれはやはり税金を使っているわけですから、その辺、確かに匿名化することが非常に重要だということはわかるんですけども、税金をつぎ込んでいるわけですから、企業のほうも情報を、一般に公開しろということではなくて、国には開示してもらおうということにして、ある程度、やはりまとまった要するにデータで解析をしないと、ちゃんとしたエビデンスというのは出せないと思います。

やはり、そのためには、何度も、これも前から繰り返していますけれども、ある程度、人と金と時間とをつけなくちゃいけないんだろうなというふうに思っています。これは意見です。

○鎌形官房長 御意見ですが、コメントはありますか。

○説明者 もう繰り返しになってしまいますので、あれですけれども、おっしゃるとおり、いろいろなデータをちゃんと見ないと、この事業、まさに個別な案件についての効果というのは、はかることはできないので、その辺をいかに効率的にやっていくかというのは、しっかりとこれから考えていきたいと思っております。

○鎌形官房長 次は太田委員、お願いします。

シートを書かれていない委員がいらっしゃいましたら、御記入をお願いします。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 まさに野口先生に引き続きまして、同じケースなんですけど、これは個別企業の名前は伏されていますけれども、この事業は設備投資なんですか。例えば、電気の使用量が減ったというような事案なんですか。

○鎌形官房長 お答えください。

○説明者 これは設備投資ですけれども、先ほども申し上げましたが、あくまでもこれは企業全体としての排出量が下がっていますということですので、ある意味、融資をした設備投資の効果だけではないというところは御留意いただければと思います。

○太田委員 そのルートは電気の利用効率が上がったというようなルートなんですか。あるいは、この設備が例えば具体的にCO₂を出していたのがあまり排出しなくなったということなんですか。

○説明者 恐らく企業全体、電気も含めてという形になると思います。もちろん、まさに採択年にこれだけ下がっているんで、投入をした設備による削減というのはかなり大きいものだと思いますけれども。

○太田委員 電気の使用量が減ったということですか。

○説明者 にはなります。それも当然この中にはカウントされることになると思います。

○太田委員 何か、それ循環論のような気がして、これはもとエネ特ですよ。電促税ですか、もとは。

○説明者 エネ特です。

○太田委員 電促税ですか、もとは。

○説明者 いいえ、石石。

○太田委員 そうですか。すると、電気はあまり使わないと、節約になる、CO₂削減が減るといことになるわけですね。電気をあまり使わないようにすればいいのかなと、それであれば単純に。

○説明者 それも一つの方法ではあると思います。

○太田委員 とすると、ここでまた循環して、ここで利子補給をするというのは、非常に迂遠な感じがして、ぐるっと回って。

あと、もう一つは、では、これのセカンドベストの代替案は何だったかというのは把握されていますか。要はAという設備投資の機械を選ぶと、コストはもっと安い、電気代は上がるかもしれないけれども、長期で見たら、普通にやったらAという設備投資をしていたと。ところが普通にいうとBは採択しないんだけど、これを採択すると、金利が安くなるから、この制度を利用することによって、あえてコスト高のBを選んだという意味なのか、そういう事例があれば効果的だという話になるんですが。

○説明者 申し訳ありません。そこまでこの案件について把握はしておりません。

○太田委員 やはりこの事業を適用する要件を、もっと厳しくしないと、効果のある事業以外のところで利用されてしまうことが多くないですか。

要は、この事業を利用することによって、本当にCO₂削減につながるかどうかの確認がなされていないんじゃないかという気がしているんです。

○説明者 その部分の確認にという意味においては、今後しっかりやっていかないといけないなと思いますので、やり方は少し検討したいと思います。

○太田委員 わかりました。されていないということを確認しました。ありがとうございます。

○鎌形官房長 それでは、上村委員、お願いします。

○上村委員 ありがとうございます。

今、野口委員、太田委員と同じように、11ページのパワーポイントの資料、お二人が言われたこととほぼ同じなんですけれども、ただ、本事業に限らず、EBPMというふうな流れで、今、公開プロセスをやろうという話になってきている中で、同じような目的を持っている事業は結構たくさんあるんですね、環境省の場合。例えば、CO₂排出を削減していこうという、そういう流れだとして、EBPMを活用するという話だとすると、この図はちょっとどうなのかなという感じはあります。

本事業を活用した企業における効果しか見ていないので、野口委員が言われたように、活用していない企業さんのデータもとっていくべきだし、あと、同じ目的を持っている補助金政策

を使った企業さんのデータもとるべきだし、あとは税制のものもあるんだったら、それもとっていくと。少なくとも、この四つのカテゴリーを比較して、利子補給が一番効果的だねということがわかった上で、それで資料が出てくるというのが、通常の見え方かなというように思います。これは意見です。

あと、レビューシートの資料の確認なんですが、事業概要が一つ目と二つ目があって、一つ目は環境配慮型融資促進利子補給事業、二つ目が環境リスク調査融資促進利子補給事業ですけども、(1)のほうは1%、補助対象ですよ、パーセントで。1%で、3分の2が上限と書いていますけれども、下のほうの利子補給事業が1.5%上限としか書いていないんですけど、これは3分の2とか、そういうものが入っていないと考えていいですか。

○説明者 こちらのリスク調査融資のほうには入っておりません。

○上村委員 入っていないとなると、低金利の今だと、1.5%なんて到底ないので、そうすると、全額利子補給しているという状況になっていると考えていいですか。

○説明者 そういう場合もあるということになります。

○太田委員 念のために確認します。さすがにマイナスにはなっていないんでしょう。

○説明者 それはないです。

○鎌形官房長 そのほか、御質問、御意見、御発言ございますでしょうか。

シートの提出は、よろしくお願いいたします。

今、シートを印刷してまいります。若干まだ時間がございますので、御質問等あれば、あるいは御意見等あれば、よろしくお願いいたします。

じゃあ、太田委員。

○太田委員 これは電気の利用効率が上がってCO₂削減につながるというのは、多分、手法としては電気に関する税金を上げるというのが一番直接的かつ簡単な解消法だと思うんですが、そういう方法はとらない理由は何かありますか。

○鎌形官房長 利子補給という、そういう政策手法じゃなくて、税という手法ではどうかという御質問でよろしいですね。

○太田委員 はい。

○説明者 我々の世界で言うと、カーボンプライシングという話を御指摘になっているかと思えます。カーボンプライシングについても、もちろん我々として、そういう効果として極めて有効なものの一つではないかと思えますけれども、そういった部分においては、今、まさに検討を進めているという段階でございます。まだ、そういったものを実現するという話にはなっ

ていません。

ただ、他方で、温暖化対策税というのは、まさにそういった部分が一部機能としてある、非常に薄いところでございますけれども、あるというものではあるということには間違いはないんで、そういったものというのは、既に日本の中には導入されている部分もあるということでございます。

○太田委員 アイデアベースなんですけど、電気の使用量が減ることによってCO₂削減ということであれば、電気の使用量を直接いじればいいわけですよ。これはむしろCO₂を削減するために、そういうルートではなくて、もっとほかに難しいルートのところに限ってやったほうが政策効果としては高いのかなと。要は、新しい設備にしたら電気の使用量が減ったのでCO₂削減が減ったというほうは、電気料金のほうで調整すればいいので、それ以外の要因で減ったCO₂に限って、この事業をやったほうが効果的じゃないですか。

○説明者 そういう意味において、電気の利用において何か我々として、今、直接コントロールするというあれではないものですから、まさにそういった電気も含めて、熱も含めて、CO₂対策をとにかくやっていくということだと思います。

あと、結局、電気は何で構成されているかというところに大きいCO₂排出量の要因がございますので、必ずしも電気料金が下がったから直接それがCO₂削減ということでもないということはあるのかなと思います。

○鎌形官房長 今の御説明は、電源構成のいろいろ違いによって変わるんじゃないかということをおっしゃっているんですか。もうちょっとかみ砕いたほうがいいかと思います。

○説明者 申し訳ありません。要は電源構成の中に再エネだけではなくて、石炭なり天然ガスなり、いろいろCO₂排出するものが入っている。その構成によって、まさに電気がCO₂をどれだけ排出するのかというのは決まってくるわけなので、電気料金が仮に上がりました、電気使用量が下がりました、でも、電源の構成がそういうふうに変わっていなければ、あまりCO₂が減るというところに本当につながるという部分にはならないものですから、その部分はその部分として、しっかりと対応をとっていかねばいけないということです。

○鎌形官房長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、コメントシート、配られているところでございますので。

それでは、稲垣委員、取りまとめのほうをお願いいたします。

○稲垣委員 ボードにある通り廃止が2名、抜本的改善が4名です。

具体的な意見としては、廃止とされた先生方は、租税特別措置法等との重複があり、他事業

や税制で十分この融資をしなくてもカバーできるんじゃないかということでもあります。

それと、本事業を活用していない企業についても、データを取得して分析しなければ、本事業の効果が明確にできないという点があるんじゃないかという御指摘であります。

それと、CO₂削減につながっているかかどうか、これが非常に疑問な事業であるということでもあります。

それ以外にも、CO₂の削減がアウトカムにあるけれど、測定をどうするかについてがよく理解できない、明確な手法を、もしやるとすれば、つくるべきじゃないかというような御意見、それと、企業の革新的な取組を促し、大幅削減が可能になるような融資制度、そういうものに見直していくべきじゃないか、あるいは、この事業というのは、利子補給の成果が全く見えないというような御意見が多くて、廃止または抜本的改善ということではありますが、これについて先生方の意見が、分かれておりますので、再度、御意見があればお伺いしますが、いかがですか。

皆さん方は、今のやり方じゃなくして、やはり、見直すべきだというような意見が大半でありますので、廃止というところまで持っているのかどうか、抜本的改善でよろしいですか。その辺はどうでしょう。

○太田委員 それは考え方だと思うんですが、CO₂削減に効果があるかどうか全くわからない事業に毎年15億円出すということを、これぐらいの税金はいいんじゃないかというふうに判断されるのか、いや、15億円は効果が定かでない事業に出すのはいかがなものかと考えるかの違いだと思いますけども。私は15億円というのは、かなり多額だと思いますが。

○稲垣委員 ほかの先生はいかがですか。

○新美委員 私は、CO₂削減というのがゴールだとするならば、全く同じ意見ですけれども、環境金融というものをきちんと通常のビジネスとしてやってもらうための一つの呼び水だということを考えれば、中身をもっと考えて、先ほど来あるように、どういう判断をして利子補給、ないしはそういった融資をしていくのかということがきちんとルーティン化されていくことができるならば、これは続けていく意味があるだろうと思います。

特に、私個人的には、金融機関が温暖化対策についてほとんど議論されていない、俎上に上がってこない、これはいろんなところで聞いても、金融機関は知らん顔ですよ。でも、本当はどういう融資をしているのかというのは一番大事なので、その点につながるような事業になれば、私はこれは続けていく意味はあるんじゃないかと思っています。

○上村委員 私は廃止が適当かなというふうに書いたんですけども、それはやはり太田委員

と同じで、現状のこの資料も効果的だということは全く語られていないので、それに対して15億円はちょっと高いかなというような印象を持っています。

○稲垣委員 野口先生、どうぞ。

○野口委員 先生方と同じ意見で、私も廃止にするか抜本的改善か、非常に迷ったんですね。それはなぜかという、これも事業の目的が二つあって、金融機関の行動変容が目的なのか、CO₂が目的なのかというのが、ちょっと、やはり、事業自体としてはっきり精査されていないかなというのがあって、先ほど、先生がおっしゃいましたように、金融機関の行動変容を促すということだと、ひょっとしたら、15億円はちょっと高いかもしれませんが、もし15億円使うのであれば、先ほどから申し上げているように、ちゃんとデータをつくる、つまり、評価というのはお金がかかるわけですから、ちゃんとデータをつくる。

もう一つ、これは上村先生と現地調査に行ったときに議論したんですけれども、地銀のいわゆる環境格付のスタンダードがばらばらなんですね。ですので、そういうところの統一に環境省として、あるいは、この事業として何らかの尽力をする。

ですので、15億円を同じように使うのであれば、もう少し違う観点から抜本的にやっていたきたいというのが意見です。

ですので、廃止はちょっと、私は今回初めての行政レビュー体験ですので、ちょっとつけにくく、抜本的改善、ただし条件つきです。

○稲垣委員 関先生、どうぞ。

○関委員 私も今のような形の利子補給を続けるということについては反対なので、そういう意味では廃止に近いのかもしれないんですけれども、ただ、環境金融そのものは、これから非常に重要だと思うんですよね。ですから、今と違った形の環境金融は是非続けてほしいなという、そういう思いです。

それはやっぱり、企業のほうも明確に投資ターゲットに自分たちの削減目標が合致しているかどうかということをお問われている、そういう状況なんで、そういう観点から、本当にイノベーションにつながるような環境金融というのは、是非進めてほしいと思うんです。

そういう観点で見ると、今のこの現状のあり方というのは、本当に抜本的に直さなきゃいけないんじゃないかというふうに思って2番に丸をしました。

○稲垣委員 先生方に聞くと、今のやり方では、もう廃止だということですね。今のやり方では廃止だ。ただ、CO₂を削減するための環境金融、これを進めるというのは大変重要だと、僕も思います。ですから、今のやり方をもう一度、本当に全部廃止して、一度考え直していただ

くということでしょうか。ですから、非常に言いにくいですが、今の事業は廃止だけれど、思い切って抜本的に見直すという感じでどうですか。よろしいですか。ですから、とりあえず抜本的に見直し……。

○鎌形官房長 今の事業そのままのやり方ではできない。

○稲垣委員 できない、認めないと。

○鎌形官房長 その上で、やり方をゼロから見直してということの受け止めでしょうか。

○太田委員 それは事業目的を否定はしないけれども、事業のやり方を否定すると。それは廃止じゃないんですかね。

○稲垣委員 そのやり方をどうするかということですが、ゼロにしてしまうということが可能かどうかですよ。

○太田委員 その目的を達成するための別の事業を考えるということですよ、それは。

○稲垣委員 はい。別の事業を考えるということになります。

○太田委員 行政事業レビューの判断の文書があると思いますので、それと照らし合わせていただいたほうがいいのかもかもしれませんけれども。

○鎌形官房長 廃止の定義でございますけれども、「事業目的に重大な問題がある」、これは目的の問題ですね。それから、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、主体の問題。「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」ということで、事業の存続自体に問題があると考えられる場合。それから、事業の抜本的改善については、事業の存続自体は問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合、こういう定義になっています。

○稲垣委員 今、官房長さんが言われたのは、両方ともに係ってしまいますね。特に抜本的に見直すというのは、そこまで書いてあるというのは、それにも該当するような気がします。

○鎌形官房長 要するに、今のままの事業では認められないが、目的に従って適切なものに構築するというふうに、私どもとしては受け止められましたが——いや、これはすみません、私どもが勝手に言う話じゃないので、委員の中で議論していただきたいと思いますが。

○太田委員 この事業名が維持できるかどうかというところなんだろうと思うんです。ゼロベースで考え直すとする、利子補給事業という形で残すということは問題ないと判定するかどうかだと思うんですけれども。

○稲垣委員 利子補給のやり方はいいけれど、対象となる事業者が全く明確じゃないということですよね、先生方が言ってみえるのは。

○太田委員 利子補給というやり方自体が問題なんじゃないですか。

○稲垣委員 やり方が問題ですか。租税特別措置法等でも対応できるしと、そういうことですか。

○太田委員 もっと正確に申しますと、利子補給というやり方自体が問題かどうかかわからないのですが、少なくとも利子補給事業でいいというふうには判断できないというのが正確な言い方だと思います。

○稲垣委員 前半は必要のような気がしますが、環境金融の拡大という面では。

○鎌形官房長 両様分れておられるので、これも役所側からあまり申し上げる話ではないかもしれませんが、廃止というのは選択肢となって、でも、廃止も含めて抜本的に見直すという、あるいは、抜本的に見直す過程の中で廃止も含めて検討するというようなニュアンスかなとも思えますが、それはいかがですか。

○上村委員 今の話だと、間をとるみたいな話だと思うんですけども、それは過去に事例はそういうのはあったんでしょうか。

○会計課長 農水省さんの例で、今回の公開プロセスの中で、両方を書いた例というのがあったかと存じます。

○上村委員 それじゃ、それを含めて、私は稲垣委員に判断を委ねたいと思います。

○稲垣委員 なら、そういう方向で、両論併記じゃないんですけど、先ほど官房長さんが言われたように、廃止も含めて抜本的に一度見直しをしていただくということでよろしいですか。

(はい)

○稲垣委員 では、そういう方向で、よろしいですか、先生方。野口先生もよろしいですか。

(はい)

○鎌形官房長 ありがとうございます。では、そのような形にさせていただきたいと思います。
長時間にわたりありがとうございました。これで三つ目の事業が終わりということでございます。

以上で全て終了ということでございます。

連絡事項があるようですので、事務局からさせていただきます。

○事務局 長時間にわたりまして、御審議いただきまして、ありがとうございました。

今、御審議いただきました評価結果につきましては、速やかに環境省のホームページに公開

をいたします。

また、委員の皆様のコメント及び議事録につきましては、委員の皆様方に確認をいただいた後、環境省のホームページに公開をする予定としております。

また、公開プロセスを含みますレビューの取組につきまして、外部の有識者の委員の方々から環境省の政務に対しまして公表をしていただくということになっておりますので、別途日程調整をさせていただきたいと思っております。その際、御都合で出席できない場合におきましては、書面等の形で公表の内容の確認をさせていただきたいというふうに考えております。

本日いただきました御意見、御指摘などにつきましては、今後の予算要求等に活かせるように検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌形官房長 それでは、長時間にわたりましたが、これで環境省の行政事業レビュー公開プロセスを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後 6時08分 閉会